

県民  
しあわせ  
プラン



三重県総合計画



県民  
しあわせ  
プラン



三重県





県民  
しあわせ  
プラン



「県民しあわせプラン」とは

「県民しあわせプラン」は、おおむね10年先を見すえた三重県の方角を示す新しい総合計画です。

基本理念である「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を県民と行政が協働で築くための長期的な道筋を示すものです。







## 県民の皆さんへ

今、私たちの社会やくらしは、大きな潮流の中にあります。成熟社会ゆえの多様な課題がある一方、人びとは、豊かさを実感することや実り豊かな人生をおくことを求める時代になってきています。

私たちが暮らす三重県においても、大きな変革の渦の中で、社会のしくみやライフスタイルを自らつくっていく時を迎えています。

人生という舞台の上では、県民の皆さん一人ひとりが主役です。舞台を支える生活の場としての地域や社会のありようを行政だけで決めることはできません。県民一人ひとりが、自分のこと、家族のこと、友人や仲間のことと同じように社会のありようを改めて考えることも大切なことです。県民の皆さんが、三重県を誇りに思い、地域を良くしていこうとする心、“みえけん愛”を育むことができれば、それは、とてもすばらしいことではないでしょうか。

「県民しあわせプラン」は、おおむね10年先を見すえた県政のめざすべき将来像とその実現に向けた道筋を示した総合計画です。そして、「県民が主役の県政」を実現し、県民の皆さんのご理解と共感を得て、信頼される三重県をつくっていくための基本方針です。

この計画を県民の皆さんと共に進める中で、県民の皆さんや行政が、それぞれの役割を担いながら、新しい時代にふさわしい「公」<sup>おおやけ</sup>を築いていきたいと願っています。

豊饒（ほうじょう）なる伊勢の海  
力強き鈴鹿や熊野の山々  
歴史と文化を積み重ねてきた町並  
いつまでも、こよなく愛すべき美しい三重  
それは、私たちの人生の舞台  
人と人との絆を大切にしながら  
一人ひとりが“しあわせ”を求めて舞う

さあ、皆さん、私たちが力を合わせて、“しあわせ”を創造していける社会をつくっていこうではありませんか。

平成16年4月

三重県知事 聖名昭彦



# 「県民しあわせプラン」



## 第1編 基本理念

### 第1章

#### みえけん愛を育む“しあわせ創造県” 2

第1節 “しあわせ創造県”をめざして 2

第2節 “みえけん愛”を育む社会へ 4

第3節 めざすべき社会像 6

### 第2章

#### 県民が主役となって築く“しあわせ創造県” 8

第1節 多様な主体が共に築く“しあわせ創造県” 8

第2節 新しい時代の「公」のすがた 10

第3節 新しい時代の「公」の実現に向けて 13

第4節 地域創造の新たなステップへ 15

## 第2編 県政運営の基本姿勢

### 第1章

#### 新しい時代の「公」のあり方における 県政運営の基本的な考え方 20

第1節 新しい時代の「公」のあり方と県の役割 20

第2節 県政運営の考え方 20

### 第2章

#### 県政運営における三つの基本姿勢 22

第1節 県民が主役の県政 22

第2節 県民との協働により創造する県政 24

第3節 県民と共に感性を磨く県政 26

## 第3編 基本政策

### 第1章

## めざすべき社会を実現するための五つの柱 ————— 30

### 第2章

## 県が展開する政策の方向 ————— 32

### I 一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり — 34



- Ⅰ-1 一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現
- Ⅰ-2 豊かな個性を育む人づくりの推進
- Ⅰ-3 文化・スポーツを通じた自己実現

### II 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり — 40



- Ⅱ-1 安心を支える雇用と就業環境づくりの推進
- Ⅱ-2 安心を支える力強い農林水産業の振興
- Ⅱ-3 地域経済を支える戦略的な産業振興

### III 安全な暮らしの確保と安心できる生活環境の創造 ——— 46



- Ⅲ-1 災害に強い県土づくりの推進
- Ⅲ-2 安全な生活の確保
- Ⅲ-3 健やかな暮らしを育むささえあい社会の構築
- Ⅲ-4 安心を支える医療・福祉の推進

### IV 持続可能な循環型社会の創造 ————— 54



- Ⅳ-1 資源循環型社会の構築
- Ⅳ-2 自然との共生の確保
- Ⅳ-3 環境保全活動の推進
- Ⅳ-4 土地・水・エネルギー資源の効率的な利用の推進

### V 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造 ——— 62



- Ⅴ-1 多様な交流と連携の促進
- Ⅴ-2 県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進
- Ⅴ-3 活力ある地域づくりの推進
- Ⅴ-4 快適なまちづくりの推進
- Ⅴ-5 交流・連携を広げ社会を支える基盤の整備

### 第3章

## 個別計画の推進 ————— 74

### 参考資料

- 1 最近の時代環境の変化 ————— 78
- 2 三重県の特徴と優位性 ————— 80
- 3 県民の皆さんからの意見反映 ————— 84

## 「県民」とは

“しあわせ創造県”をつくるためには、一人ひとりの個人をはじめ、NPO、ボランティア、地域の団体、企業（事業者）などの多様な主体が参画し、三重県に集う人、三重県に関わりの深い人とも連携・協力して取り組んでいく必要があります。「県民しあわせプラン」では、“しあわせ創造県”に取り組むこれらの主体を総称して、「県民」という言葉を使っています。

また、第1編では、「県民」に市町村、県などの行政も加えて「私たち」と表現しています。

## 「しあわせ」とは

「県民しあわせプラン」では、“しあわせ”を、「県民一人ひとりが、まわりの人びとの絆を大切にしながら、より心が満ち足りた状態になっていくこと」という意味で使っています。

## 「三重県」・「みえけん」、県とは

「県民しあわせプラン」では、三重県の地域一般をさす場合に「三重県」（ただし、“みえけん愛”についてのみ「みえけん」）、行政機関としての三重県をさす場合には、「県」と表記しています。

## おおよけ 「公」とは

「公（おおよけ）」という言葉には、国家、政府、社会、公然、公共などさまざまな意味があります。

「県民しあわせプラン」においては、「私（わたくし）」と対比する概念として、「公共性又は公益性のある活動領域」という意味で、「公（おおよけ）」という言葉を用いています。



# 基本 理念



## 第1編

### 第1章

みえけん愛を育む  
“しあわせ創造県”

### 第2章

県民が主役となって築く  
“しあわせ創造県”

# 第1章

## みえけん愛を育む “しあわせ創造県”

### 第1節

### “しあわせ創造県”をめざして

#### 県民が主役で進める“しあわせ”の土台づくり

“しあわせ”でありたいというのは、すべての人の願いです。その“しあわせ”が具体的に何であるかは、人によって異なります。例えば、健康や安全、ゆとりやお金、さらには大切な人と過ごす時間など、さまざまな“しあわせ”があり、一概に定義できるものではないでしょう。

ただ、“しあわせ”は、県民一人ひとりが自ら主役になって、人生を選択し、築いていく中で実感するものだということは、共通して言えるのではないのでしょうか。決して、誰かが“しあわせ”にしてくれるわけではないのです。

一方、県民一人ひとりが“しあわせ”を築いていくための土台となる社会づくりは、個人の努力だけでできるものではありません。これまでこうした社会づくりは、行政が主として担ってきた側面があります。しかし、ニーズが多様化、複雑化、高度化する現代においては、従来のように行政が主として担っていくことが困難になりつつあります。このことに呼応するように、近年では、住民やNPO<sup>注1</sup>などが主体となって社会づくりを進める事例が、多くみられるようになってきました。これは、行政が中心となって、「公」を担う時代が終わり、新しい時代の「公」を県民が主役となって、さまざまな主体と連携しながら、つくっていく段階に入ったということを示すものではないのでしょうか。

私たちみんなで、“しあわせ”の土台となる社会づくりを、さらに進めていこうではありませんか。

注1) NPO：(Non-Profit Organizationの略) 民間非営利組織などと訳され、非営利で、自主的、自発的に公共的な活動を行う民間の組織、団体のこと。

## 新しい豊かさのかたち

今、「スローライフ」という生き方が、注目されています。スローライフとは、単に「遅い」という意味ではなく、一人ひとりがお互いの違いを認めながら、ゆとりをもって、充実した人生をおくろうとする生き方のことです。

また、スローライフは、拡大や効率性、利便性、スピードといった価値を求め過ぎた20世紀の生き方を問い直し、より質を求める方向、より多様性を大切にする方向へと変化しつつある私たちの“新しい豊かさのかたち”を示すものではないでしょうか。

このように「物の豊かさ」のみならず、多様な生き方を認め合うような「心の豊かさ」を大切に、「しあわせ」を実感できる社会を築いていくことが、これからの三重県のあるべき方向なのです。

## “しあわせ創造県”の構築へ

しかしながら、今、私たちをとりまく社会の情勢は、混迷を深めています。長引く経済不況や少子高齢社会の進展による先行きの不透明感、犯罪の増加、いつ起こるかもしれない災害などが、私たちの不安感や閉塞感を増大させています。

このように私たちの“しあわせ”を実現させていくための土台である安全や安心が揺らいでいては、夢や希望をもち、“しあわせ”を実感することも難しくなります。

私たちは、くらしをとりまく不安や不満を安全・安心に変え、“しあわせ”を実感できる三重県をつくっていかねばなりません。

私たちは、その安全・安心のうえに、県民一人ひとりが、それぞれの価値観に応じた“しあわせ”や夢を実現していくことのできる県 — “しあわせ創造県” を県民が主役となり、人と人、地域と地域との絆を強めながらつくりあげていくことを三重県の理念として掲げたいと思います。

## 第2節

# “みえけん愛”を育む社会へ

### 個人が輝く社会

これまでの私たちの社会は、「全体が成長する中で、一人ひとりの“しあわせ”も実現される」との考えのもと、どちらかと言えば、会社や家などの組織の発展を中心に考えてきたのではないのでしょうか。そのような価値観の中で、一人ひとりの個性は、ややもすれば組織の中に埋没し、軽んじられてきた傾向がありました。

しかし、一人ひとりの“しあわせ”という観点からすれば、本来、組織よりも「ひと」を中心に考えるべきです。また、社会にとっても、一人ひとりの個性や能力を引き出すことが、新しい時代を切り拓くカギであると言えます。

私たちが、“しあわせ創造県”を築いていくためには、一人ひとりがしっかりとした「個」を確立していることが重要です。「個」の確立とは、一人ひとりが自由に創造的な意思をもち、自ら人生を選択し、責任を担っている状態であり、また同時に、一人ひとりが社会から孤立するのではなく、社会に参画し、「公」を担っているすがたでもあります。社会の主役である県民は、自らが“しあわせ”になっていく権利を有するとともに、まわりの人や社会を支えていく責任も分担しなければならないのです。



## 絆社会と“みえけん愛”

「個」を確立した一人ひとりの県民が、社会の中で活躍していくうえで、欠かせないものは、人と人との連帯や思いやりなどの絆です。競争原理に基づき、製品やサービスの質や費用が問われる市場社会とは異なり、絆社会は、親が子どもに対してそそぐ愛情や友人に対する友情、弱い人を助けようとする優しさといった信頼や共感に基づく人間関係で支えられていると言えます。すなわち、市場社会が「競争」の原理で動いているとすれば、絆社会は「共生」の原理で動いていると言えます。私たちが“しあわせ”に生きていくためには、市場社会のみならず、絆社会を築いていくことが必要です。

戦後、家族形態の変化やコミュニティの崩壊が進むにつれ、絆が希薄化し、徐々に失われてきました。犯罪の増加や青少年の心の荒廃など、私たちをとりまくさまざまな社会問題についても、絆の希薄化に起因するものが多くあると言われています。

一方で、地域活動やNPO活動の活発化など、絆を取り戻そうとする動きの萌芽もあります。これは互いに助け合い、社会に貢献するというかたちでの“しあわせ”が多くの人びとの中に見出され始めているのだとも言えます。

これからの三重県は、人と人、地域と地域の絆をより大切にし、育む社会をつくっていかねればなりません。

そして、そのためには、先人達から受け継がれてきた三重県の自然や歴史、文化などを誇りに思い、愛し、さらに良くしていこうとする心が重要になります。また、美しいものに感動し、勇気をたたえ、卑怯をにくむ心も大切です。そのような身の回りから感じる確かな感性が、絆を育むからです。

私たちは、そんな人と人との絆や、郷土を誇りに思う“みえけん愛”を大切にしたいと思っています。“みえけん愛”を育むことは、やがて地域を越えた連携や国への誇りにもつながっていくことになるでしょう。さらには、国境をも越えた国際人としての意識や世界の人びととの絆を育んでいくことにもなるでしょう。

県民一人ひとりが、家族を愛し、地域を愛し、三重県を愛する、また、地域や家族からも一人ひとりが愛される。そして、地域が主体的に意思決定し、県民が主役となって新しい時代の「公」を築き、一人ひとりの“しあわせ”が創造されていく — 私たちは、そんな「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」をつくっていききたいのです。



## 第3節

# めざすべき社会像

～元気・くらしの安全安心・絆～

私たちは、次のような社会をめざして、“しあわせ創造県”づくりを進めます。

### 一人ひとりが力を発揮し、経済や産業が元気な社会へ

私たちは、それぞれのもつ個性やこう生きたいという思いを大切にし、それぞれの夢を実現していける土台が整った元気な社会をめざします。

県民一人ひとりが元気な社会を実現するためには、個人のやる気に応え、それぞれのもつ能力を最大限に発揮できるしくみや、多様な生き方を選択できる制度を整えていくことが必要です。学校教育においては、自由な意思をもち、社会に参画していける「個」を確立する教育を充実するとともに、生涯にわたって学習し続けられる環境を構築することが求められます。県民一人ひとりがそれぞれの夢に向かって挑戦できる社会が、三重県を元気にし、“しあわせ”を創造していくのです。

私たちは、人びとがいきいきと働くことのできる雇用・就業環境をつくり、地域経済を支える元気な産業社会をめざします。

三重県が元気であるためには、県内の産業が元気でなければなりません。地域の農林水産業や商工業が力強く発展し、県民一人ひとりが生きがいをもって働いていることが“しあわせ”の土台であると言えます。また、企業は、利潤追求という本来の目的に加え、社会の一員として、社会貢献活動などに取り組んでいるほか、雇用創出の面においても、地域社会で重要な役割を果たしています。三重県では、こうした企業などの役割を積極的に評価するとともに、次々と新しい産業が生み出される事業環境づくりを進めることによって、活力ある産業社会を築いていくことが求められます。

## くらしの安全・安心が確立された社会へ

私たちは、くらしの安全・安心が確立され、よりよい生活をおくることができる社会をめざします。

私たちが“しあわせ”に暮らしていくためには、安全・安心なくらしが確立されていることが重要です。しかし、近年、人びとは多くの不安を感じています。大地震、台風、豪雨などの災害に対する不安、犯罪や交通事故、食や水の安全、病気やけがなど身近な生活をとりまく不安などです。私たちは、危機管理体制や防災体制、医療・福祉の提供体制を構築することなどによって、安全・安心の土台を築き、その土台の上でそれぞれの豊かさや“しあわせ”が実感できる社会をつくらなければなりません。

私たちは、かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。

環境問題は、今や地球全体の課題となっています。地球環境を保護するために、私たちには、地球上で自然や他の生物と共生する人類の一員であるという意識をもって、持続可能な社会を構築していくことが求められます。

また、豊かな三重県の自然を守り、次世代に残していくためにも、資源の循環利用や環境への負荷低減を一層進めるとともに、私たちの行動にも環境への配慮を織り込むなど、安全性の確保や自然の物質循環も考慮した循環型社会、ごみゼロ社会を構築していくことが求められています。自然環境は、“しあわせ創造県”を築くうえで重要な土台なのです。

## 助け合い、ささえあいによる絆社会へ

私たちは、互いの助け合い、思いやりを大切に、地域に愛着をもって、誰もが共生していける絆の強い社会をめざします。

現代の社会においては、とかく競争による効率性を求めがちですが、必ずしも競争だけで、すべてが解決するわけではありません。家族や地域などにおいては、ささえあいや絆の中で、人は生き、そして成長していきます。NPOやボランティア、企業の社会貢献活動など、競争原理だけではないものも含めて今の社会は成り立っています。こうした助け合いやささえあいは、“しあわせ”な社会を築き、“しあわせ”を実感するうえで、欠かすことのできないものです。私たちは、人と人、地域と地域との絆を大切にする社会をつくっていかねばなりません。

## 第2章

# 県民が主役となって築く “しあわせ創造県”

### 第1節

## 多様な主体が共に築く “しあわせ創造県”

### 地域主権の社会をめざして

私たちは、自分の人生を豊かにしたいと願うと同時に、自分たちが生きる社会も豊かで、暮らしやすい社会であってほしいと考えます。「めざすべき社会像」の実現に向けて、私たち一人ひとりが、自らの思いをもとに、地域の将来をつくっていくことが必要です。そのような、私たちが自主的に地域に関わり、地域をつくっていく社会を「地域主権の社会」と呼ぶことにします。

このような地域主権の社会においては、地域のあり方を画一的な政策や行政に一任するのではなく、自分たちの地域のことは自分たちで責任をもって決めることができる社会のあり方が求められます。

それは、県民一人ひとり、NPO、地域の団体、企業、市町村、県など多様な主体が、対等なパートナーとして、共に「公」を担う地域社会を営むことであると言えます。

そして、この多様な主体の担い手は、県民一人ひとりであり、県民一人ひとりの思いは、行政の施策をはじめ、NPOや地域の団体の活動、企業の社会貢献活動などをおして実現されます。

このような地域社会が、私たちのめざす「県民が主役となって築く“しあわせ創造県”」のすがたであると言えます。

“しあわせ創造県”においては、県民一人ひとり、NPO、地域の団体、企業など地域の多様な主体が、その個性や特徴に応じた役割を担うことが求められます。

そして、このような多様な主体が共に築く社会においては、それにふさわしい「公」のあり方を考え、実現していくことが必要です。



基本  
理念

# みえけん愛を育む “しあわせ創造県”

## 地域主権の社会

私たちが自らの思いをもとに  
地域の将来をつくっていくことができる社会



## 第2節

# 新しい時代の「公」のすがた

### 「公」の役割の変化

私たちの生活を支える「公」の役割は、時代とともに変化してきました。

古くから、私たちの国では、農作業を共同で行い、地域の資産を共同で管理するなど、人びとにとって不可欠の公共的・互助的な機能が地域の中にありました。

一方で、「公」という言葉は、一般的に君主や政府のことをさす言葉として理解されてきました。そして、そのことは『「公」は行政が担うもの』という考え方につながっていきました。

とりわけ、戦後の高度経済成長の過程で、都市部を中心に家族や地域の互助的な機能が低下していき、「生活を支える公共サービスは、すべて行政が担うもの」という意識が住民、行政共に強くもたれるようになりました。

その結果、行政が担う「公」の拡大が進みました。

そして、今、人口や経済などが右肩上がりに発展する社会が収束し、成熟社会を迎えています。この成熟社会において、私たちの関心は、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」や多様な生き方へと変化してきています。それに伴い社会のニーズも多様化、複雑化、高度化しています。

また、これから私たちが迎える、人口が減り、少子高齢化が急速に進む社会においては、これまで、どちらかという和家庭など私的な領域のこととされがちだった、介護や子育てなどのサービスを地域で担うというニーズが、より大きくなりつつあります。

### 新しい時代の「公」のあり方

成熟社会においては、人びとのニーズが多様化する中で、「大多数の人が望んでいる」ことに加えて、「この地域で必要である」とか、「子育て中の人が必要とする」といった特定の地域や特定の人びとのニーズを充足するような多様な公共サービスの提供が望まれています。

しかし、行政が提供するサービスは、誰にでも公平に提供される一方で、柔軟で機動的な対応や特定の人びとのニーズに応えることが難しいという特徴があります。そして、最近では、地域住民が自発的にNPOなどを結成し、地域で必要とされているサービスを提供することが増えてきました。

このように時代が大きく転換する中で、私たちが、より多様化、複雑化、高度化する社会のニーズに答えていくためには、私的なことと考えられがちだった地域のための自発的な県民の活動を、「公」を担う活動として位置づけ、社会全体で支えるためのしくみを整えていくことが必要です。

いいかえれば、「公」を行政が担うというこれまでの枠組みを転換し、県民と行政が共に「公」を担うという新しい時代の「公」のあり方を考え、実現することが求められています。

## 県民が担う「公」のすがた

県民が担う「公」は、地域で必要なサービスの提供以外にも、地域を良くしていこうとする活動や自然環境を守り育てる活動、子どもたちが健やかに育つための地域での取組など地域のための多様な活動が考えられます。

今後、さまざまなかたちで、地域の多様な思いを実現し、地域の課題を解決するための県民の自主的な活動が生まれ、県民一人ひとり、NPO、地域の団体などの県民と行政とが、各々の個性や特徴に応じて役割を分担し、共に地域社会で求められている「公」を実現していくことが望まれます。

例えば、県民一人ひとりが、県政に対して意見を言ったり、提案したり、自治会やPTAなど地域の団体の活動に参加したりすることは、身近な地域を良くするために活動する「公」を担う県民のすがたです。

また、県民一人ひとりが、NPOやボランティアの一員として、地域社会で必要とされているさまざまなサービスを提供することや、地域の文化や自然などを守り育てるために自発的に活動することなども、「公」を担う県民のすがたと言えます。

この新しい時代の「公」を担う地域の多様な主体は、今後の私たちの地域社会を変える大きな力として期待されています。

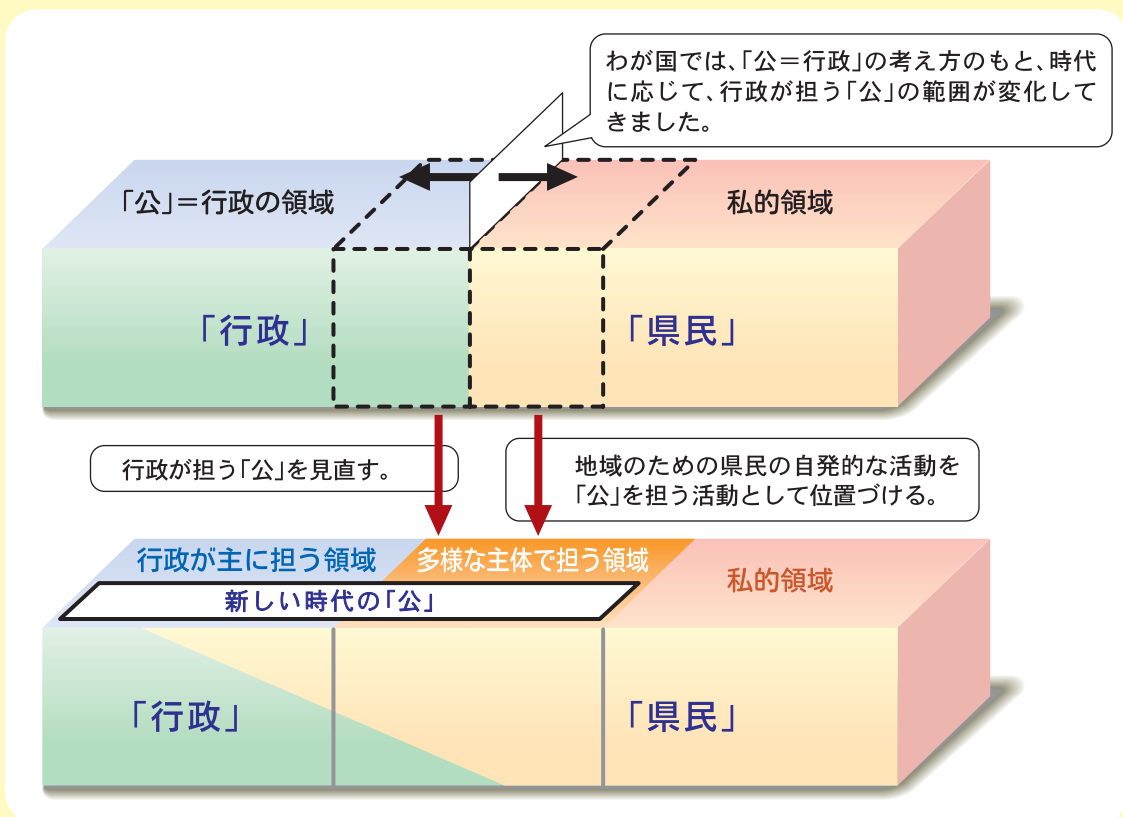
そして、地域の多様な主体の担い手は、県民一人ひとりです。県民の皆さんこそが、新しい社会をつくる主役なのです。



## 新しい時代の「公」とは

私たちが自主的に地域に関わり、地域をつくっていく地域主権の社会においては、地域の課題解決を行政だけに任せておくのではなく、県民自ら取り組むことが重要になってきます。

これまで「公的領域は行政が担うもの」と考えられてきましたが、これからは、県民も行政と共に「公」を担う主体となるという考え方が、新しい時代の「公」の考え方です。新しい時代の「公」のあり方のもとで、「行政が担う『公』」の内容を見直すとともに、県民、行政など多様な主体が担う領域についても、社会全体で支えるしくみを整えていくことが必要となります。



**「行政が主に担う領域」**は、社会基盤整備、制度・しくみ・環境の整備など行政が整備した方が効率的であることや県民では担えないような公共サービスの提供などを県民の付託に基づき、行政が主となり担当する公的領域を表します。「行政が主に担う領域」においては、国、県、市町村が役割分担のもと、個々の取組に応じた県民などの参画・協力を得て、業務に従事します。

**「多様な主体で担う領域」**は、行政も含めた地域の多様な主体が、役割分担のもとで、協働しながら共に担う公的領域を表します。具体的には、自然環境を守り育てる活動、子どもたちが健康やかに育つための地域での取組など県民が主となって行い、行政が支援する地域のための多様な「公」の活動が考えられます。

**多様な主体とは**…県民一人ひとり、NPO、地域の団体、企業、市町村、県など地域のために活動する個人、団体などのことを総じて、「多様な主体」と表しています。

## 第3節

# 新しい時代の「公」の実現に向けて

新しい時代の「公」のあり方においては、多様な主体がそれぞれの個性や特徴に応じて役割分担していくことが求められます。地域の多様な主体は、「公」の担い手としての視点からみると次のような役割を担っています。

### 県民一人ひとりの役割

県民一人ひとり、自分の生き方や家族を大切に考えることを基本としながらも、“しあわせ”を築いていくための土台となる社会を住み良くしていく役割も担っています。そして、県民一人ひとは、地域社会の一員として、地域のためのさまざまな活動をおこしたり、参加したりすることが求められています。

あわせて、県民一人ひとは、個人の利害を越えて自分以外の人びとのことに思いいたる「感性」をもって、「公」を担うための「参画と協働」に加わることが期待されます。

### NPO、地域の団体などの役割

NPOや地域の団体は、それぞれの団体の目的や特徴などに応じて、地域で必要とされているさまざまなことに対して、きめ細かなサービスを提供することや地域の課題を解決することなどの社会的役割を担っています。

あわせて、このようなNPOや地域の団体などは、県民一人ひとりが新しい時代の「公」を担い、自らの生きがいを見出すこともできる可能性をもった「場」としても期待されます。

### 企業の役割

企業は、事業活動を通じて、人びとが必要とする多様なもの・サービスを供給し、地域に雇用を生み出し、社会の発展に寄与していくという社会的役割を担っています。

あわせて、企業は、事業活動以外に、地域の一員として、他の主体との協働や従業員の社会貢献活動の奨励など、地域社会への貢献活動についての取組も期待されます。

### 市町村、県などの役割

市町村や県などの行政は、県民に対して十分に説明責任を果たしながら、県民の意思を反映した適切な行財政運営のもと、安全で安心な暮らしの実現に必要な社会的基盤を整備するとともに、行政が担うべき公共サービスを提供する役割と責務を担っています。

あわせて、新しい時代の「公」のあり方において、行政には、県民が「公」を担うために必要な制度や環境の整備、調整といった役割を担うことも期待されます。

行政としての市町村と県の役割分担については、今後地方分権の取組や市町村合併の状況をふまえながら、地域にとって最適なすがたを見つけていくことが必要です。

## 今後必要とされるしくみ

新しい時代の「公」を実現するためには、地域において多様な主体の連携がはかられ、誰もが積極的に「公」を担う活動に参加できるしくみなどが必要です。

例えば、県民が地域の課題について協議し、解決に取り組むことができるしくみ、情報技術などを活用して、行政や地域の情報を共有するなど、県民が地域について考え、行動するための材料を提供するしくみが求められています。

また、NPOや地域の団体の活動を支えるための「組織の運営能力」や「活動に必要な専門知識」をもった人材の育成、活動の継続のために必要な環境など、県民が「公」を担うためのしくみや環境も必要です。

あわせて、NPOや地域の団体などが、活動上抱える共通の課題解決や横断的な連携を支援するための組織や取組、大学・研究機関などに専門的な立場からの支援を受けることができる環境など、県民の自発的な地域活動を推進するためのしくみや環境をさらに整えていく必要があります。



## 第4節

# 地域創造の新たなステップへ

### 新しい時代における地域のあり方

地域主権の社会に向けて、新しい時代の「公」のあり方を考え、実現していくことは、地域のあり方が新たなステップに移ることとも言えます。

これまでは、国の中央集権的な行財政運営のもとで、地域住民の意思を反映するよりも、画一的に地域のあり方や将来像が定められてきた傾向がありました。

しかし、これからの地域のあり方においては、地域の最も良いと考える状態（ローカル・オプティマム）や将来像などについて、県民が、自ら考え、選択していくことが求められています。

今まで多くの地域では、東京や他の大都市のような利便性の高い地域に追いつくことを第一に考えて進んできました。

しかし、地域にはその地域のもつ自然や歴史、文化といったさまざまな資源があります。私たちは、先人が、長い年月の中で作りあげてきた三重県の地域特性を継承しつつ、力をあわせて新たな三重県らしさをつくりあげていくことが必要です。

私たちに必要なことは、他の地域にあって自分たちの地域にないものを求めるのではなく、他の地域になくて自分たちの地域にあるものに気づくことです。

つまり、私たちの住む地域にしかない資源を再発見、再認識することが求められていると言えます。私たちは、再発見した地域資源を活用して、自分たちの地域が将来どうなっていくのが良いのかについて考え、選択していくことが必要です。

私たちは、どこにでもある地域ではなく、ここにしかない地域、すなわち、自分たちが愛着と誇りをもてるような地域をめざしていくことが求められているとも言えます。

## 多様な主体による地域創造

私たちがめざす地域づくりのためには、自分たちが主体的に地域について考え、意思形成し、地域をつくっていける社会を築いていく必要があります。

このような社会においては、地域の多様な主体は、対等で、お互いの信頼と共感を基礎とした関係のもとに連携、協働します。

なかでも、市町村や県は、議会と共に地域の自治基盤である地方政府としての役割が重要となり、住民の意思決定の場として、最大限その機能を発揮していくことが必要です。そして、市町村や県は、行政運営のさまざまな場面で、住民の参画機会を拡大し、住民の意思を反映した行政を進め、住民と行政との間に信頼と共感を築いていくことが必要です。

そして、市町村や県は、次のような役割分担を基本に、行政として期待されている役割を果たします。

まず、最も住民に身近な行政としての市町村は、住民の参加・参画を得ながら、まちづくりや、福祉、消防、ごみ対策、小中学校教育など地域が必要とする幅広い行政事務を担当し、個性的で魅力ある地域づくりを展開するなどの役割を担っていくことが期待されています。

また、市町村は、住民の生活基盤の多くを担っている基礎自治体として、市町村独自の創意と工夫を重ねながら、合併等を通じて自主性・自立性を高め、住民が主役となった地域づくりを進めていくことが求められています。

一方、広域的な役割を担う県は、まず市町村の自主性・自立性を尊重し、そのうえで、市町村を行政の役割を共に担う最大のパートナーと位置づけ、十分な連携を進めます。

県は、広域自治体として必要な行政課題に対応するとともに、市町村がその規模などから取り組むことが難しい行政事務の補完や、市町村間の調整などを行います。

例えば、県は、広域的な道路や公共施設などの社会資本を整備することや県域の安全を確保することなどの役割とあわせて、近隣府県などとの調整役や大規模なプロジェクト、広域的な政策課題に取り組み、そこから得た知識や経験などを市町村と共有していくことが求められています。



## これからの地域のすがたと取組方向

今後、地方分権の進展、市町村合併など県域の状況が大きくさま変わりする中で、地域のすがたも変わってきます。“しあわせ創造県”にふさわしい地域のすがたは、独自性をもった地域が、それぞれの自主性・自立性を尊重しあいながら、地域間交流や広域連携を進めていくことにあると言えます。

これからの地域においては、地理的、歴史的、文化的な地域の特性をふまえながら、共通の目的意識をもって、地域の資源や基盤的な施設を相互に利用し、機能分担をはかるなど、地域どうしがお互いに補完しあいながら、従来の行政区画などにとらわれない広い視点で取り組むことが求められます。また、中部や東海、近畿などを府県という行政区画を越えた一体の圏域と考えると、県境を越えて共通のものとなっている地域課題については、近隣府県との連携を強化しながら取り組んでいく必要があります。

私たちは、これまで三重県における広域的な地域づくりを、歴史や生活を背景とした「生活創造圏」という自立的な圏域として取り組んできました。

これからは、県民の参画と協働により進めてきた生活創造圏づくりの考え方や成果を生かしつつ、変わりつつある市町村や地域の状況をみながら、今後の三重県のあるべきすがたやビジョンについて考え、それを実現していくことが求められます。

そして、今後も、より地域の活力を高め、豊かな生活を創造していくために、生活創造圏のような広域的な地域づくりや、市町村や県の行政区画を越えた広域連携を県民と行政が共に進めていく必要があります。

私たちは、このような地域をつくりあげていくことで、“みえけん愛”を育み、“しあわせ創造県”を築いていきます。





# 県政運営の 基本姿勢



## 第2編

### 第1章

新しい時代の「公」の  
あり方における県政運営の  
基本的な考え方

### 第2章

県政運営における三つの  
基本姿勢



# 第1章

## 新しい時代の「公」のあり方における県政運営の基本的な考え方

### 第1節

### 新しい時代の「公」のあり方と県の役割

この「県民しあわせプラン」の第1編では、県民一人ひとりが、地域の多様な主体の一員として、また各々の個性や特徴を生かして、地域のための自発的な活動を行うという新しい時代の「公」によって「地域主権の社会」を実現していくことを提唱しました。

県民の皆さんが、自ら主役となって“しあわせ”を実感し、地域への愛着を感じ、住みたいと思える、そんな「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」は、新しい時代の「公」を担う多様な主体が共に力を合わせてこそ実現できるものです。

このような新しい時代の「公」のあり方において、県は、安全で安心して暮らせる快適な県民生活に必要な社会的基盤や環境を整備するといった「公」を担うとともに、県民一人ひとりやNPO、地域の団体、企業など地域の多様な主体が担う「公」を支えるために必要な制度や環境を整備し、調整するといった役割を果たしていきます。

### 第2節

### 県政運営の考え方

新しい時代の「公」のあり方における県の役割を果たし、県民の皆さんと共に「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を実現していくにあたり、次の三つの考え方に基づいて、これからの県政を進めていきます。

#### 県民が主役の県政

県民の皆さん自らが社会づくりの主体となって“しあわせ創造県”づくりに参画していくことが、新しい時代の「公」のあり方です。いいかえれば、県政の主役は県民であるということです。このため、「県民が主役の県政」を県政運営の基本姿勢の一つ目とします。

## 県民との協働により創造する県政

県民の皆さんの意思を県政に反映し、県民の皆さんが主役となって、“しあわせ創造県”を実現していくためには、新しい時代の「公」を担う多様な主体が協働し、一体となって地域づくりを進めていくことが必要です。

このため、「県民との協働により創造する県政」を県政運営の基本姿勢の二つ目とします。

## 県民と共に感性を磨く県政

“しあわせ創造県”を築いていくためには、効率性や論理性に加え、身近な地域に目を向けて地域の良さを認め、人と人との絆を大切にすることや世界に目を向けて国際社会への理解を深め、世界の人との絆を大切にするといった豊かな感性が必要です。

県においても、そのような感性をもって、県民の皆さんと対話を重ね、共に考えることで、県民の皆さんが共感を抱き、信頼できるような県政、三重県への誇りと愛着を生むような県政を実現していきます。

このため、「県民と共に感性を磨く県政」を県政運営の基本姿勢の三つ目とします。



## 第2章

# 県政運営における 三つの基本姿勢

## 第1節

### 県民が主役の県政

「県民が主役の県政」とは、県民一人ひとりの思いを大切にし、自発的な地域づくりへの活動を求める新しい時代の「公」のあり方であり、新しい時代の「公」を担う一員である県にとって、県民の皆さんが、“しあわせ創造県”づくりの主役として主体的に参画することを前提とした県政運営を求められていることにほかなりません。

このことがまさに、県政の主役は県民であるということです。

県では、平成9年度に策定した「三重のくにづくり宣言」において、「生活者起点」という理念を掲げ、サービスを提供する行政側の都合で考えがちであったそれまでの県政を、行政サービスの受け手の立場に立って考える県政に転換することとし、全国に先がけて行政システム改革に取り組んできました。

その結果、職員の意識は大きく変化し、県のしくみが変わるとともに、情報公開や県民の皆さんとの協働による取組が進みました。

「県民しあわせプラン」においては、引き続き、県民の皆さんの視点に立った「生活者起点」の考え方にに基づきながら、新しい時代の「公」のあり方にふさわしい「県民が主役の県政」、すなわち、県が果たすべき役割についても、県民の皆さんが自らの意思に基づき決定していくような県政をめざしていきます。

#### 県民の皆さんの意思を反映する県政

県民の皆さんこそが県政の主役であり、県民の皆さんがサービスの成果を実感し、“しあわせ”を実感できるような、より質の高い行政サービスを提供していくためには、県民の皆さんの意見を政策や事業に反映していくことが必要です。

このため、情報公開をさらに進め、県のもっている情報をわかりやすく県民の皆さんに情報提供したうえで、県民の皆さんから直接意見をお聴きする機会を積極的に設けます。

また、全国に先がけて県内全市町村で整備されたブロードバンド<sup>注1</sup>・ネットワークを生かして、県民の皆さん誰もが、いつでも県に対して意見を発することができるしくみづくりを進める

など、多様な手段で県民の皆さんの意見をお聴きしていきます。

さらに、県民の皆さんの意見をどのように県政に生かし、反映したかといった過程や、県政の成果や評価などについてもわかりやすく情報提供し、説明責任を果たしていきます。

また、県民一人ひとりやNPO、地域の団体、企業など多様な主体の提案や意見を、政策や計画づくりに生かすしくみや、これら多様な主体が参画し、協働して事業を実施できるしくみや環境を整備します。

このように、県民の皆さんと県が、双方向で意見や情報を交換し、共有するとともに、協働するしくみをつくることで、県民の皆さんの意思に基づく「県民が主役の県政」を実現していきます。

## 総合的に進める県政

これまで、県では、全庁的に取り組む必要のある課題について、より効率的で効果的に対応できるよう、部局が横断的に連携し、さまざまな視点から事業を進めるという総合行政の取組を進めてきました。

県民の皆さんのニーズが多様化する中、部局や分野の枠を越えて相互に連携し、施策を推進することがこれまで以上に強く求められており、「県民が主役の県政」を推進するために、部局や分野の枠を越えた総合的な取組をこれまで以上に強く進めていきます。

## 県民の皆さんのニーズに応え、常に進化する県政

国際化や情報化が、私たちの身近な生活にも大きな影響を与えるようになる中で、県をとりまく社会経済情勢は刻々と変化し、それに伴い、県民の皆さんの意思も、それぞれがめざす“しあわせ”のかたちも変化していきます。

このため、県は、より質の高い行政サービスを提供できるよう、常に最適な状態で県政を運営することが必要であり、県民の皆さんのニーズの変化に柔軟かつ的確に応え、常に行政経営の質の向上をめざして、進化、発展し続ける県政を進めます。

注)1 ブロードバンド：直訳すると、『ブロード (Broad) = 広い、バンド (Band) = 帯域』。今までのインターネット接続方法 (ダイヤルアップ接続) と比較して、帯域が広いということで、いいかえると、『これまでよりずっと速い速度で、大容量のデータをやりとりできる』ということ。



## 第2節

# 県民との協働により創造する県政

ニーズが多様化、複雑化、高度化する現代においては、県民一人ひとりが“しあわせ”を築いていくための土台となる社会づくりを、県民の皆さんが主役となって、県民一人ひとり、NPO、ボランティア、地域の団体、企業、市町村、県など多様な主体が連携し、協働して進めていくという新しい時代の「公」のあり方が求められています。

このため、県民の皆さん自らが主役となって、地域を創造していくということに重点をおいて、新しい時代の「公」を担う多様な主体の連携、協働による県政を進めていきます。

### 多様な担い手が共につくる県政

新しい時代の「公」のあり方において、県民一人ひとり、NPO、地域の団体、企業など行政以外が担うことが適当な部分については、個々の主体が主体性をもってその役割を果たすことが必要となります。

県は、地域における自発的な活動を支える制度を整備することや、規制を緩和することなどにより、それぞれの主体が、自主的、主体的に活動しやすい環境を整備します。さらに、それぞれの活動が大きな輪として結ばれ、より効果的なものとなるよう、ネットワークづくりを進めます。

また、県は、県の行う事業においても、県のみで行うのではなく、計画から事業の実施にいたるまで、地域の多様な主体が参画し、意見を反映できるようなくみづくりを進め、県民の皆さんと共に地域をつくる県政を進めます。

### 地域のささえあいのでつくる県政

少子高齢社会が進み、子育てや介護といった地域で発生するさまざまなニーズが増加し、地域が主体となった地域づくりが求められる中で、高度経済成長の過程で希薄となった地域における人と人との絆を基本として、個人を地域でささえあうという地域共同体の重要性が再認識されつつあります。

このため、地域の特色を生かし、地域の主体性を基本として、地域が個人を支えていくような地域づくりを、県民一人ひとり、NPO、地域の団体、企業など地域の多様な主体と共に積極的に進めていきます。



## 市町村と連携、協働して進める県政

県民の皆さんが必要としている行政サービスの多くは、県民の皆さんの最も身近な行政機関である市町村から提供されています。

現在、県内においては市町村合併に向けた取組が進められており、市町村と県との役割を含め、行政のあり方が大きく変わろうとしています。

このような中、県政運営における最大のパートナーである市町村とは、市町村の自主性、主体性を尊重し、対等・協力の関係に基づいて、連携、協働して県民の皆さんが、日々の生活の中で成果が実感できるような県政を進めていきます。

そのため、市町村と課題や情報を共有し、それぞれが担うべき役割などについて十分な意見交換や議論を行っていきます。



## 第3節

# 県民と共に感性を磨く県政

新しい時代の「公」のあり方において、県は、県民の皆さんが自由で責任ある議論に参加するというしくみをつくることやさまざまな地域の資源や地域に住む人びとのもつ多様な知識や知恵をまとめ、地域づくりに生かし、施策や事業として実現していくことなどが求められます。

そのため、県は、常に時代の動きや県民の皆さんの思いを受けとめる鋭い感性を磨くという組織風土をもつことが必要です。

そして、効率性や論理性に加えて、人の痛みを理解したり、新しい発見にときめいたり、すばらしいことがらに感動したりするといった感性を大切にして、県民の皆さんの共感と信頼を得られるような県政を実現することが必要です。

また、身近な地域社会の中で、自然や歴史、文化、人や風土といった三重県の良さを感じるとともに、広く世界の動きにも目を向け、国際社会の一員としての感覚を養うといった豊かな感性をもって県政運営を進めることも必要となっています。

このため、県は、県民の皆さんの目線で感じ、考える力をさらに養い、これまで以上に積極的な情報公開や情報提供を進め、情報を共有することで、県民の皆さんと行政、さらには、県民相互の心の絆を育み、県民の皆さんが、三重県への誇りを感じることができるような県政を進めます。

### 県民の皆さんと共に考える県政

県のめざすべき方向や課題への取組方向などを検討するにあたって、県は、新しい時代の「公」を担う多様な主体の一つとして、県民の皆さんと同じ共通の価値観や感覚をもって、ニーズを積極的にくみ取り、知恵を出しあって、県政に生かしていくことが必要です。

このため、事業の成果や評価などをわかりやすいかたちで説明するとともに、対話し、議論する場をつくるなど、県民の皆さんと共に考える県政を進めていきます。

## 県民の皆さんが共感できる県政

“しあわせ”は、人それぞれに感じ方、受けとめ方が異なります。

県民の皆さんが、“しあわせ”を実感できるよう、県は、県政運営にあたって、県民の皆さんが共通に望む“しあわせ”を探求する努力を重ね、より多くの共感を得ていくことが必要です。

このため、県民の皆さんと共に感動し、痛みを感じるといった感性を大切に、地域の資源や地域に住む人びとのもつ多様な知識や知恵を集めて県政に活かしていくとともに、国際社会の一員として、国際貢献に努めることなどにより、三重県への誇りを共に感じ、県民の皆さんの共感が得られるような県政を進めていきます。

## 県民の皆さんが信頼できる県政

県民の皆さんが、県政を身近なものと感じ、県政の成果を日常生活の中で実感できるものとしていくためには、県民の皆さんから信頼される県政であることが必要です。

このため、個々の事業について、県民の皆さんの理解と信頼が得られるよう、県民の皆さんの立場に立って十分な説明と議論を行い取り組んでいきます。

とりわけ、県は、危機管理の体制をしっかりと構築し、県民の皆さんが、安全・安心を実感できる県政を進めていきます。





# 基本 政策



## 第3編

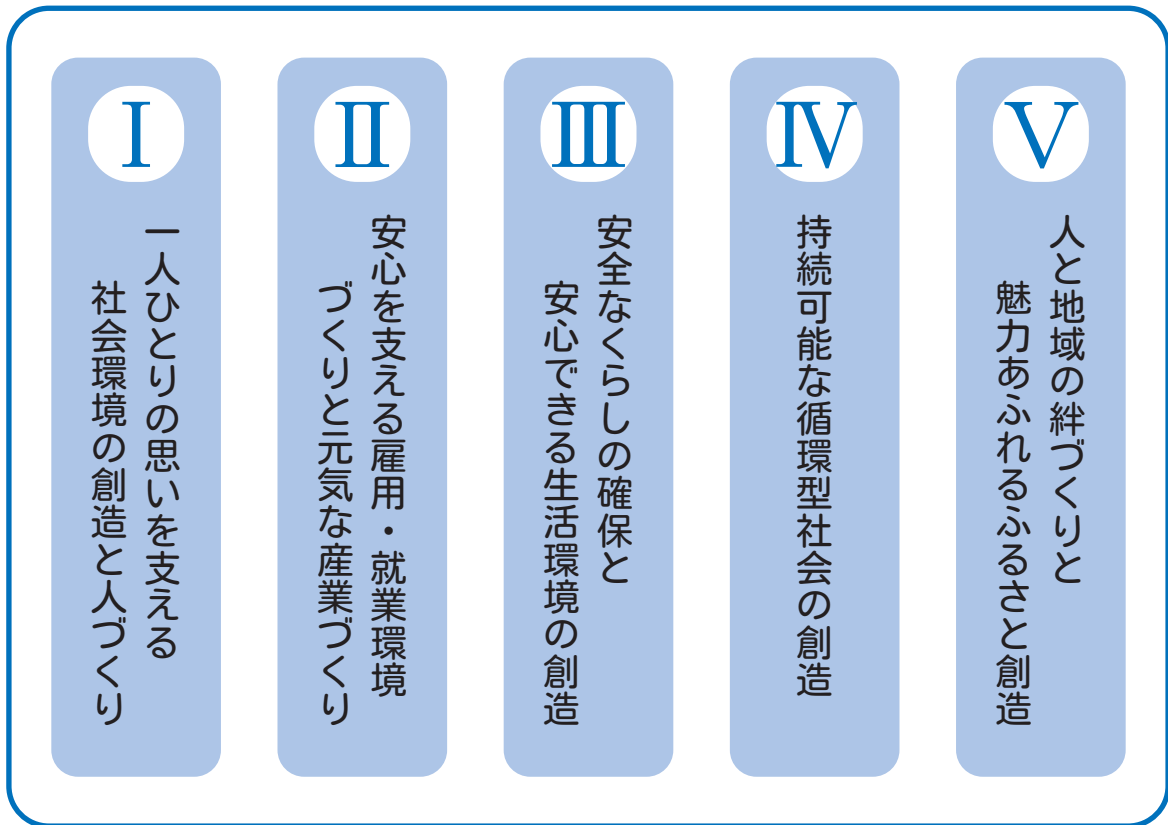
- 第1章 めざすべき社会を実現するための五つの柱
- 第2章 県が展開する政策の方向
- 第3章 個別計画の推進



# 第1章

## めざすべき社会を実現するための五つの柱

みえけん愛を育む  
“しあわせ創造県”



第1編第1章第3節に示す三重県のめざすべき社会像を実現するために、次のとおり政策展開の基本方向〔五つの柱〕を設定し、県民がその社会を実感できるための政策を推進します。

## 一人ひとりが力を発揮し、経済や産業が元気な社会へ

### I 一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり

県民一人ひとりが個人として尊重され、性別や年齢、国籍などを越えて、こう生きたいという気持ちや、よりよい社会を共に築いていきたいという気持ちを大切に、実現していける社会環境を創造します。

また、県民一人ひとりが、個性と創造性や能力を生かし、個人の価値観と責任に基づいて自らの力を最大限に発揮できるような環境づくり・人づくりを推進します。

### II 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり

県民に安心をもたらす雇用・就業環境づくりを推進します。

また、地域のもつ多様な資源・特性・可能性を、自立した地域経済を支える産業資源として戦略的にとらえ、元気な産業社会の実現をはかります。

## くらしの安全・安心が確立された社会へ

### III 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造

災害、交通事故、犯罪などから県民の生命・財産を守り、安全で安心して暮らすことができる生活環境の確保をはかります。

また、健やかな家庭生活・地域生活環境のもとで、人びとがけがを負ったり、病気になったりした場合や、高齢者や障害者が福祉サービスを必要とする場合において、県民一人ひとりが、安心して生活できる環境を創造します。

### IV 持続可能な循環型社会の創造

県民が社会経済活動を営む中で、安全の確保を第一に、限りある資源の循環利用を進め、環境への負荷を低減するとともに、自然との共生をはかり、環境を守り育てる活動を進めるなど、将来にわたって安心してくらしを営める持続可能な循環型の社会を創造します。

## 助け合い、ささえあいによる絆社会へ

### V 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造

多様な交流と連携を通じ、人と人、地域と地域を結ぶ絆づくりを推進します。

また、地域の特色や個性を生かした活力ある地域づくり、快適な生活空間を備えたまちづくりを県民の主体的な参画により推進し、魅力あふれる“ふるさと”を創造します。





## 県が展開する 政策の方向

五つの柱の下に、県が展開する19の政策を位置づけています。

政策は、おおむね10年後には、“こうあってほしい”という社会の状態や“こう生きたい”“こう活動していきたい”という県民の状態などを〔この政策によりめざす目標〕として掲げ、その目標の達成に向けて取り組む内容を〔この政策を展開する施策の方向〕として示し、おおむね10年間の方向を明確にして政策を推進します。

### I 一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり

- I-1 一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現
- I-2 豊かな個性を育む人づくりの推進
- I-3 文化・スポーツを通じた自己実現

### II 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり

- II-1 安心を支える雇用と就業環境づくりの推進
- II-2 安心を支える力強い農林水産業の振興
- II-3 地域経済を支える戦略的な産業振興

### III 安全な暮らしの確保と安心できる生活環境の創造

- III-1 災害に強い県土づくりの推進
- III-2 安全な生活の確保
- III-3 健やかな暮らしを育むささえあい社会の構築
- III-4 安心を支える医療・福祉の推進





## IV 持続可能な循環型社会の創造

- IV-1 資源循環型社会の構築
- IV-2 自然との共生の確保
- IV-3 環境保全活動の推進
- IV-4 土地・水・エネルギー資源の効率的な利用の推進

## V 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造

- V-1 多様な交流と連携の促進
- V-2 県民参画による地域づくりと  
交流・連携を支える絆づくりの推進
- V-3 活力ある地域づくりの推進
- V-4 快適なまちづくりの推進
- V-5 交流・連携を広げ社会を支える基盤の整備



# I 一人ひとりの思いを支える社会環境の創造

## I-1 一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現

この政策の

### 目的・方針

あらゆる人権が尊重され、人びとが、性別や年齢、国籍などを越えて、多様な文化や価値観を認め合える社会、誰もが主体的に参画できる社会の実現のために、県民意識の醸成や社会環境づくりを推進します。

この政策により

### めざす目標

家庭、職場、地域などのさまざまな場面において、あらゆる差別や性別による固定的な役割分担意識などの解消が進み、一人ひとりが尊重され、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる機会が認められる社会づくりが進んでいます。

その社会のもとで、県民一人一人は、性別や年齢、国籍などにとらわれず、多様な文化や価値観を認め合うなど、人権を尊重し合い、自らの意思であらゆる分野に参画し、責任を分かち合う社会生活を営んでいます。

この政策を展開する

### 施策の方向

- 1 住民、NPO、地域の団体、事業者、市町村などと連携・協力しながら、あらゆる人権が尊重され、誰もが参画できる社会の実現に向けた県民意識の醸成や社会環境づくりを行います。
- 2 住民、NPO、地域の団体、事業者、市町村などと連携・協力しながら、男女共同参画社会の実現に向けた県民意識の醸成や社会環境づくりを行います。

# と人づくり



## 第2章 県が展開する政策の方向



# I-2 豊かな個性を育む人づくりの推進

この政策の

## 目的・方針

一人ひとりが、個性と創造性をもち、自らの夢の実現に向けて意欲的に生きていくために、人生のあらゆる場面において、自分にあった学習機会が得られる社会環境の整備を進めます。

この政策により

## めざす目標

誰もが個性や能力を最大限に発揮し、自らの夢の実現に向けて、意欲的に生きていくための多様な学習機会を選択できる社会づくりが進んでいます。

その社会のもとで、学校、家庭、地域の連携により、特色ある教育や体験活動が実践され、子どもたちは、社会規範を身につけ、知・徳・体のバランスの取れた人間として成長し、個性に応じて自己の能力を伸ばしています。

また、高等教育機関をはじめ、関係機関が連携し、多様なニーズに対応した学習機会が充実され、生涯を通じて学びたいと思う人が、興味や関心に応じて、いつでも、どこでも自由に学んでいます。

この政策を展開する

## 施策の方向

- 1 一人ひとりが生涯を通じ、いつでも、どこでも、興味や関心に応じて学ぶことができるよう、学習情報の提供などの環境整備を進めます。
- 2 児童生徒の多様化する学習ニーズに対応し、一人ひとりの個性や能力に応じた教育を推進するための環境整備を進めます。
- 3 青少年が社会規範を身につけ、自己を確立し、連帯性や協調性を育むための、地域と連携・協働した取組を推進します。
- 4 多様な進路選択を可能とするための、特色ある高等教育機関の充実をはかるとともに、専門的な知識を地域で活用できるよう、高等教育機関との連携強化を進めます。



# I-3 文化・スポーツを通じた自己実現

この政策の

## 目的・方針

誰もが個性的・創造的な生活を営み、自己実現をはかるために、生涯にわたって文化やスポーツに親しみ、楽しむことができる社会環境づくりを推進します。

この政策により

## めざす目標

誰もが日常生活において、文化を身近に感じ、スポーツに親しむなど、自己実現に向けた、充実した生活を営むことができる社会づくりが進んでいます。

その社会のもとで、一人ひとりが、多様な文化活動に参加するなど、文化を身近に感じ、親しんでいます。

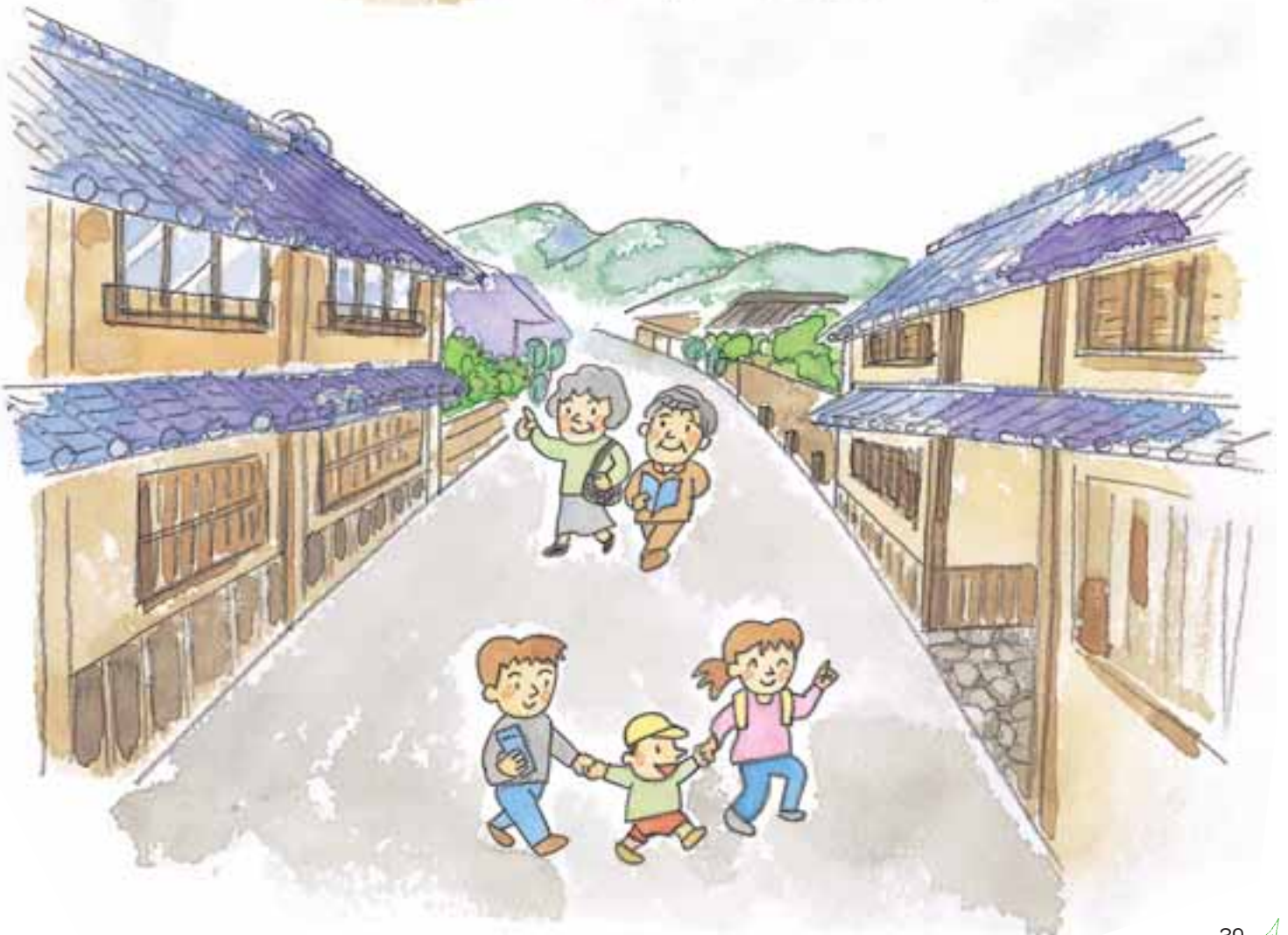
また、誰もが、いつでも、どこでも体力や目的に応じて多様なスポーツに取り組み、親しんでいます。



この政策を展開する

## 施策の方向

- 1 一人ひとりが多様な文化にふれあい、自らが主体的に文化に親しみ、自己実現をはかれるよう、文化活動への支援や文化施設の機能の充実を進めるとともに、歴史的・文化的遺産が地域において保護・活用されるよう、環境を整備します。
- 2 一人ひとりが体力や目的に応じて多様なスポーツに取り組み、自己実現をはかれるよう、地域が主体的に運営するスポーツクラブの育成や利用者のニーズに応じた県営スポーツ施設の整備・運営を行います。



# II

## 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気

### II

### -1 安心を支える雇用と就業環境づくりの推進

この政策の

#### 目的・方針

人びとが、安心していきいきと働くために、多様な就労ニーズに応える雇用対策や職業能力の開発を推進します。

また、働く人が、ゆとりある勤労者生活を営める就業環境づくりを推進します。

この政策により

#### めざす目標

働く意欲のある人に就労の場が確保され、企業が求める多様な職業能力を開発できる機会が提供されるなど、雇用対策が充実しているとともに、労働時間の短縮や育児・介護休暇制度、福利厚生サービスの充実など、職場環境が整備され、人びとが安心して、いきいきと働くことができる社会づくりが進んでいます。

その社会のもとで、若年者から高齢者まで働く意欲のある人びとは、職業意識の形成や多様な職業能力開発をとおして、安心して働ける生活を営んでいます。

また、勤労者は、仕事と家庭を両立させながら、生涯学習への取組、ボランティア活動や地域活動への参加などをとおして自己実現をはかるなど、ゆとりのある勤労者生活を営んでいます。

この政策を展開する

#### 施策の方向

1 若年者、中高年者、高齢者、障害者など働く意欲のある人びとに対する多様な雇用支援を行います。

2 企業や勤労者が求める産業の高度化や職務の多様化に対応した多様な職業能力開発への支援を行います。



# な産業づくり



3 ものづくりなどの技能が尊重・伝承される社会環境づくりを行います。

4 ゆとりと働きがいのある勤労者生活の実現に向けた職場環境づくりへの支援を行います。

## 第2章

県が展開する政策の方向



## Ⅱ-2 安心を支える力強い農林水産業の振興

この政策の

### 目的・方針

安全・安心など消費者ニーズに応じた農林水産物の安定的な供給や、農山漁村のもつ多様な機能の発揮に寄与する農林水産業の活性化など、自立した経営体が活発に事業活動を展開している力強い農林水産業にします。

この政策により

### めざす目標

食の安全・安心をはじめ、多様化・高度化する消費者ニーズに的確に対応した農林水産物や、農林水産資源を活用したサービスが、安定的に提供される体制が整っています。

県民は、食や環境面での役割など、農林水産業に対するさまざまな情報を入手することができ、これに基づく正しい理解と、自らの判断で農林水産物やサービスを購入・享受しています。

生産者は、農林水産業が安心と地域を支える産業であるという県民の評価の高まりの中、後継者が確保された「自立した経営体」として、安全・安心な農林水産物などの安定供給に取り組んでいます。

この政策を展開する

### 施策の方向

- 1 自立した農林水産業の経営体により生産された安全で安心な農林水産物が、消費者に安定的に供給される体制を整備します。
- 2 地域のもつ多様な資源・特性を生かした農林水産物の競争優位性を確保するため、戦略的なプロジェクトとして、地産地消などの取組を進めます。
- 3 力強い農林水産業を支える担い手の確保と、生産基盤を整備します。
- 4 農林水産物の高品質化、生産性の向上、新品種育成など、農林水産業を支える技術の開発や移転を進めます。



## II-3 地域経済を支える戦略的な産業振興

この政策の

### 目的・方針

元気な地域経済を実現し、十分な雇用の場を確保していくために、自律的な産業集積<sup>注1</sup>の実現をめざします。

また、意欲のある中小企業への支援や重要産業である観光・交流産業などの振興に戦略的に取り組みます。

この政策により

### めざす目標

時代を先導する産業分野を中心に自律的な産業の集積が進むとともに、意欲ある中小企業の活動や、地域資源を生かした観光・交流産業が活性化し、地域の経済を支えています。

このような中で、中小企業をはじめとする企業経営者は、常に経営の質の向上に努め、経営基盤の強化と活発な企業活動を展開するとともに、雇用の場の確保に貢献しています。

また、観光地は、全国から多くの人々が訪れ、にぎわっています。



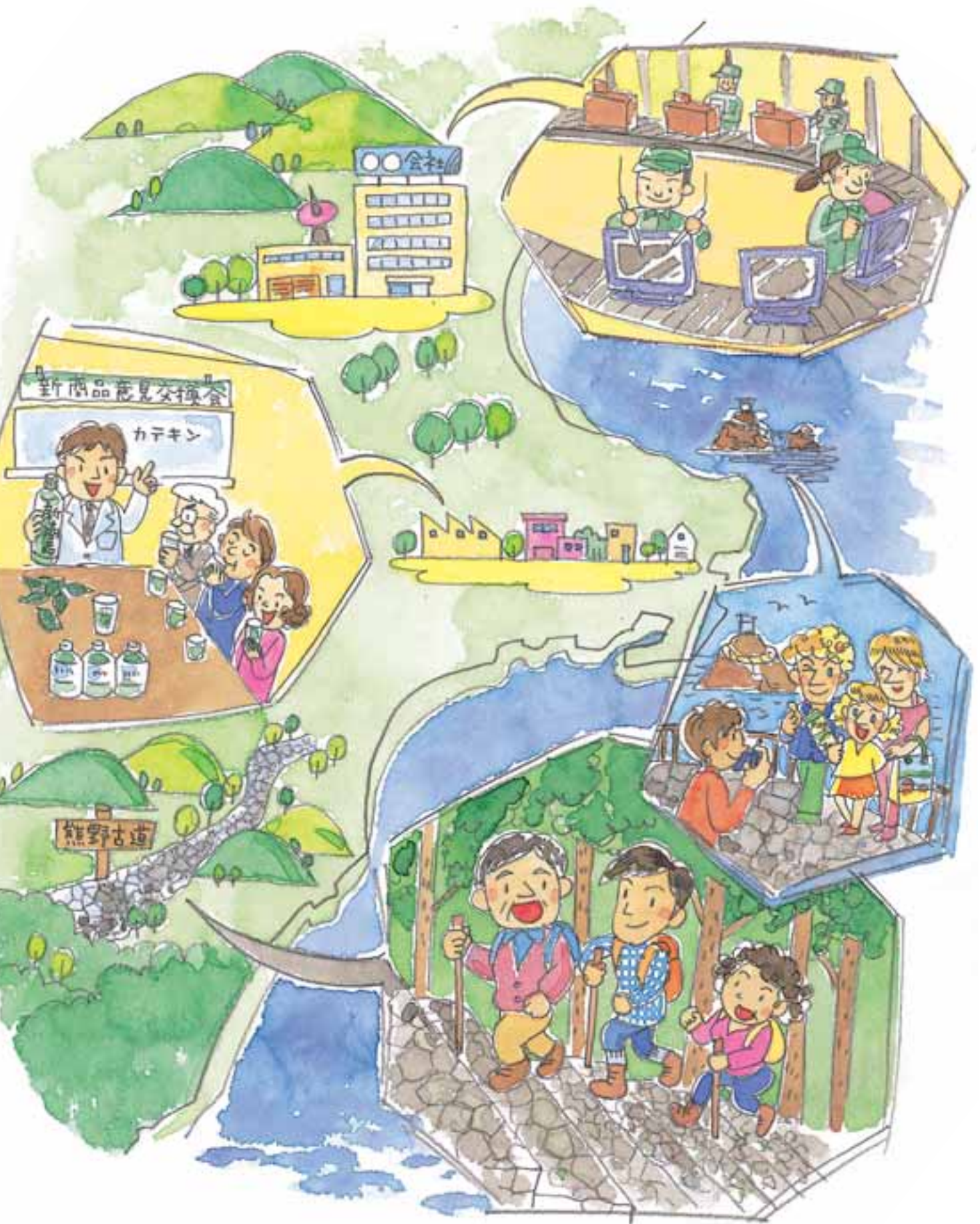
この政策を展開する

### 施策の方向

- 1 企業が県内で事業展開しやすい環境を整備し、地域の特色を生かした自律的な産業集積を進めます。
- 2 既存産業の高度化や高付加価値化を促進することで、中小企業の経営改革を進めます。
- 3 観光地としての競争力を高める魅力ある観光地づくりや観光情報の発信などによる観光・交流産業の振興をはかります。
- 4 公設試験研究機関における産業技術の開発・移転、産学官連携による研究・技術開発の推進と、産業を支える技術人材を育成・確保します。

注1)1の用語解説は72ページをご覧ください。







# 安全なくらしの確保と安心できる生活環境

## III - 1 災害に強い県土づくりの推進

この政策の

### 目的・方針

災害に対する県民の安全を確保するために、災害への備えや災害に対する安全性を高めます。

この政策により

### めざす目標

地震、土砂災害、洪水、高潮などの災害から生命や財産を守るための施設および環境の整備が進むとともに、災害に備えた体制が構築されるなど、災害に対して安全性の高い社会づくりが進んでいます。

その社会のもとで、県民は、治山・治水・海岸保全対策事業などによる災害防止（軽減）施設の整備、関係団体との防災ネットワークおよび相互応援体制などの体制整備により、災害から生命や財産が守られ、安全で安心なくらしを営んでいます。

また、県民一人ひとりが、「自らの身の安全は自ら守る」という考え方にに基づき、災害に備えて非常持出品の準備や家屋の耐震工事などに積極的に取り組むとともに、隣人などと協力して地域を災害から守る活動に取り組んでいます。

この政策を展開する

### 施策の方向

- 1 東海・東南海・南海地震などの地震や台風・集中豪雨などによる被害を防止（軽減）するため、地域の防災力を高める人づくり、組織づくり、まちづくりを進めます。
- 2 防災情報の共有化や関係機関の連携を進めるなど、災害時にも迅速に対応できる体制づくりを行います。
- 3 災害発生後の速やかな復旧・復興に向けた体制づくりや緊急輸送ルートの整備を進めます。

# の創造



- 4 消防力の向上支援や危険物などに対する保安の確保対策を進めます。
- 5 地震、津波、土砂災害、洪水、高潮などの自然災害を防止（軽減）する施設を整備するとともに、その対策を補っていくソフト事業もあわせて推進します。

## 第2章

県が展開する政策の方向



## III-2 安全な生活の確保

この政策の

### 目的・方針

県民一人ひとりが、ゆとりや豊かさを実感でき、安全に日常生活を営むために、交通事故、犯罪、消費者トラブル、食中毒、感染症<sup>注2</sup>などに対するさまざまな不安の要因を解消します。

この政策により

### めざす目標

交通事故や犯罪、消費者トラブル、食中毒、感染症などの身近な日常生活をとりまく危険を未然に防ぎ、被害を最小限に抑える社会づくりが進んでいます。

県民一人ひとりは、安全で安心して暮らせる日常生活を確保するために、地域活動などとおして交通安全、防犯、消費者取引、食品および感染症に関する適切な情報を得るとともに、意識を高める取組に積極的に参加しています。

また、事業者は、法令や自主的な管理規則などに基づき、食品の安全性、衛生水準の確保、安全な商品やサービスの供給および適正な商取引に努めるとともに、県民の安全で安心な生活に必要な情報を積極的に提供しています。

この政策を展開する

### 施策の方向

- 1 交通安全意識の高揚に向けた啓発・教育と交通指導取締りなど交通秩序の維持や安全で快適な交通環境を整備します。
- 2 安全な地域社会の実現に向けた犯罪の抑止・検挙活動や地域住民の自主的な活動への支援およびそれらの活動と連携した警察活動の展開を推進します。
- 3 消費者啓発や相談の充実、事業者などの指導・検査などの安全で安心な消費生活の確保に向けた社会環境づくりを行います。





- 4 食の安全とくらしの衛生の確保に向けた情報提供、事業者などの指導・監視、検査・研究などの総合的な取組や社会環境づくりを行います。
- 5 感染症の予防や治療のための環境や研究体制を整備します。

注)2の用語解説は72ページをご覧ください。

# Ⅲ-3 健やかな暮らしを育む ささえあい社会の構築

この政策の

## 目的・方針

人びとの健やかな暮らしを地域で支える社会を構築するために、一人ひとりの健康づくりの支援、子どもを生みたい人が安心して生み育てられる環境づくりなどへの対応を進めます。

この政策により

## めざす目標

県民一人ひとりが、個人の生活習慣や身体能力にあった健康づくりに取り組み、子育てに関する不安の解消や子育てと仕事の両立支援に社会全体で取り組むなど、多様な主体が協働して県民の健やかな暮らしを支えあう社会づくりが進んでいます。

その社会のもとで、地域住民、企業、各団体および市町村は、共に地域で健康づくりへの取組を活発化し、住民の健康寿命<sup>注3</sup>が延伸しています。

また、多様なニーズに応える保育や相談などの体制が整い、子どもを生みたい人が安心して生み育てられる環境が整っています。

さらに、福祉サービスの事業主体が、サービスの質の向上に向けて積極的に取り組んでいることや利用者の権利を擁護するしくみが定着するなど、良質な福祉サービスが提供され、利用者の安心が確保されています。

この政策を展開する

## 施策の方向

- 1 県民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組むための情報提供や支援を行い、市町村、企業、学校、関係団体などと協働して、健康増進に対する社会環境づくりを行います。
- 2 子育て不安の解消や子育てと仕事の両立など、育児にかかる多様なニーズに応じた支援を行い、安心して子どもを生み育てられる社会環境づくりを行います。
- 3 地域福祉<sup>注4</sup>活動を支える担い手に対する支援を行い、地域で支えあう社会環境づくりを行います。
- 4 利用者本位の福祉サービスの確保に向けた体制を整備するとともに、福祉に関わる人材の確保・養成に取り組めます。

注)3・4の用語解説は72ページをご覧ください。



## Ⅲ -4 安心を支える医療・福祉の推進

この政策の

### 目的・方針

一人ひとりが安心して暮らせるために、けがを負ったり、病気になったりした場合に、地域で適切な医療が受けられ、高齢者や障害者が福祉サービスを必要とする場合に、多様な福祉サービスを利用できる体制を整備します。

この政策により

### めざす目標

医療や福祉サービスの提供体制が整備され、県民一人ひとりが安心して生活できる社会環境づくりが進められています。

その社会のもとで、住民は、けがや病気の状況に応じて、より身近な地域で適切な医療を受けられるようになっています。

また、高齢者や障害者など福祉サービスを必要とする人は、多様な福祉サービスを自ら選び、利用しながら、住み慣れた地域などにおいてその人らしい生活を営んでいます。

この政策を展開する

### 施策の方向



- 1 より身近な地域で、病状に応じた適切な医療が受けられる医療提供体制を整備するとともに、医療に携わる人材の確保・養成に取り組みます。
- 2 がん対策の推進や難病<sup>注5</sup>患者等への支援など、多様化する疾病に的確に対応します。
- 3 生活維持のための福祉支援や社会的弱者に対する医療を確保します。
- 4 高齢者が身体や生活の状況に応じた適切な福祉サービスを利用できる基盤の整備を促進します。
- 5 障害者が自らサービスを選択・利用できる基盤の整備を促進するとともに、支援体制を充実します。

注5の用語解説は72ページをご覧ください。



# IV 持続可能な循環型社会の創造

## IV-1 資源循環型社会の構築

この政策の

### 目的・方針

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済システムがもたらした深刻な環境問題を解決するために、環境への負荷を低減し、安全・安心な生活が営める持続可能な資源循環型社会<sup>注6</sup>を構築します。

この政策により

### めざす目標

住民や事業者などすべての活動主体が、一人ひとりの生活様式や事業活動を環境への負荷の低減を基軸とした形態へと転換することを通じ、安全・安心な県民生活が営める資源循環型社会の構築をめざして積極的に取り組んでいます。

その中で、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現に向けて、住民、事業者、行政が一体となったごみの減量化や分別の徹底などの取組が進んでいます。

さらに、市場の流通システムの中でも、耐久消費財や容器包装をはじめ、再使用・再生利用を前提とする製品が多くなるなど、廃棄物の排出抑制、減量化、再使用・再生利用が進んでいます。

やむを得ず排出された廃棄物は、不法投棄などが行われることなく適正に処理されるとともに、窒素酸化物などの大気汚染物質や二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの地球環境に関わる物質の排出も削減されています。

また、住民、事業者、行政の協働により、水をきれいにする取組が行われ、河川、海域の水質浄化が進んでいます。





この政策を展開する

## 施策の方向

- 1 「ごみゼロ社会」実現に向けた取組など廃棄物の発生・排出抑制や再利用・再生利用、適正な処理を一層推進します。
- 2 不法投棄等不適正処理の未然防止・是正や有害化学物質対策など、安全で安心な生活を確保するための取組を推進します。
- 3 安全・安心な大気環境を確保するため、大気保全対策や自動車環境対策を推進します。
- 4 住民、事業者、行政が協働して取り組む実効性ある地球温暖化<sup>注7</sup>対策を推進します。
- 5 生活排水処理施設の計画的な整備など水質保全対策や伊勢湾などの閉鎖性水域<sup>注8</sup>における富栄養化<sup>注9</sup>防止対策を推進します。

注)6～9の用語解説は72ページをご覧ください。

## Ⅳ-2 自然との共生の確保

この政策の

### 目的・方針

豊かな三重県の自然環境を健全な状態で次世代へ引き継ぐために、多様な自然環境の保全と野生動植物の保護、水源かん養機能<sup>注10</sup>など森林、農地、海洋のもつ多様な公益的機能<sup>注11</sup>の維持など、人と自然との新しい共生関係を確保します。

この政策により

### めざす目標

住民や事業者などすべての活動主体が、人は生態系の一員であることを理解し、生物の多様性の確保および自然環境の保全に努め、人と自然が共にある環境の保全に取り組んでいます。

その中で、人の生存基盤である生態系への配慮が進み、原生的自然などのすぐれた自然環境や多様な野生動植物の生息・生育環境が保全され、生物の多様性が保たれるとともに、里地里山<sup>注12</sup>や水辺などの身近な自然環境についても、地域の特性に応じて適切に保全、回復あるいは創出されています。

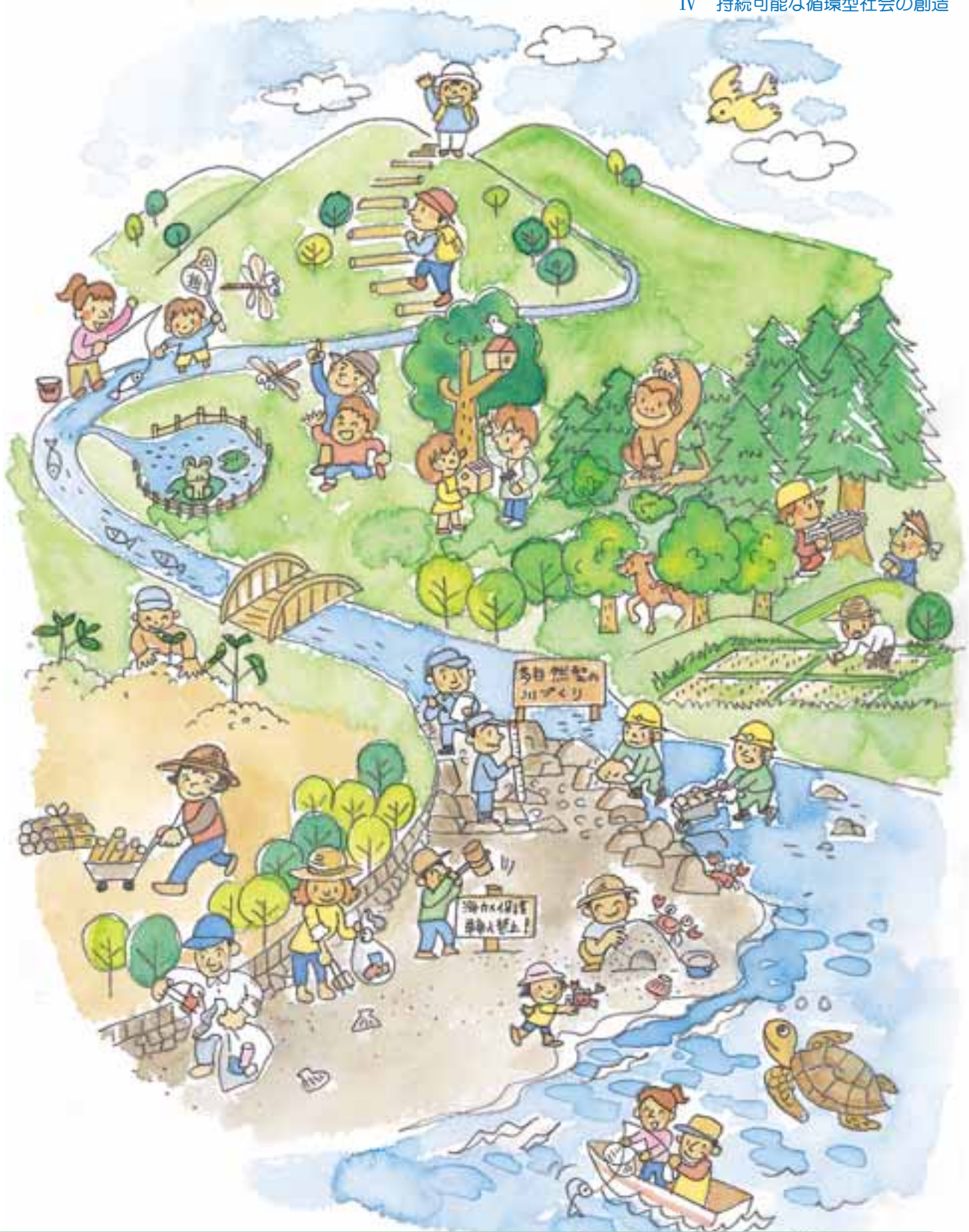
また、荒廃森林や耕作放棄地が縮小し、内湾等での水質などの浄化が進むなど、森林、農地、海洋が良好に維持され、これらのもつ多くの公益的機能が発揮されるよう、環境への負荷の低減を前提とした持続的な生産活動や、さまざまな自然環境の保全に積極的に取り組んでいます。

この政策を展開する

### 施策の方向

- 1 自然環境の保全、希少野生動植物種の保護を推進します。
- 2 市町村や森林所有者、森林組合などと協働して進める環境林<sup>注13</sup>の整備などの森林づくりや森林の持続的な保全・整備を推進します。





- 3 森林、農地、海洋のもつ公益的機能の増進をはかるための地域住民による持続的な生産活動や多様な保安全管理活動を支援します。
- 4 河川や海浜など水辺の豊かな自然環境を保全・整備します。

注)10～13の用語解説は72ページをご覧ください。



## Ⅳ-3 環境保全活動の推進

この政策の

### 目的・方針

身近な環境問題から地球環境の保全にいたる幅広い環境問題を解決するために、住民や事業者などすべての活動主体が、自らの行動を環境に配慮したものにするとともに、各主体の協働・連携により、環境県民運動などの環境保全活動を促進します。

この政策により

### めざす目標

住民や事業者などすべての活動主体が、数多くの環境学習や環境情報の修得機会を通じて、自らの行動を環境に配慮したものに転換するとともに、国際的な環境保全も視野に入れつつ、互いに協働・連携しながら、積極的に環境保全活動に参加する社会の構築に取り組んでいます。

その中で、事業者は、環境と経済を同軸にとらえた環境経営の理念のもと、環境効率性の高い経営を進めています。

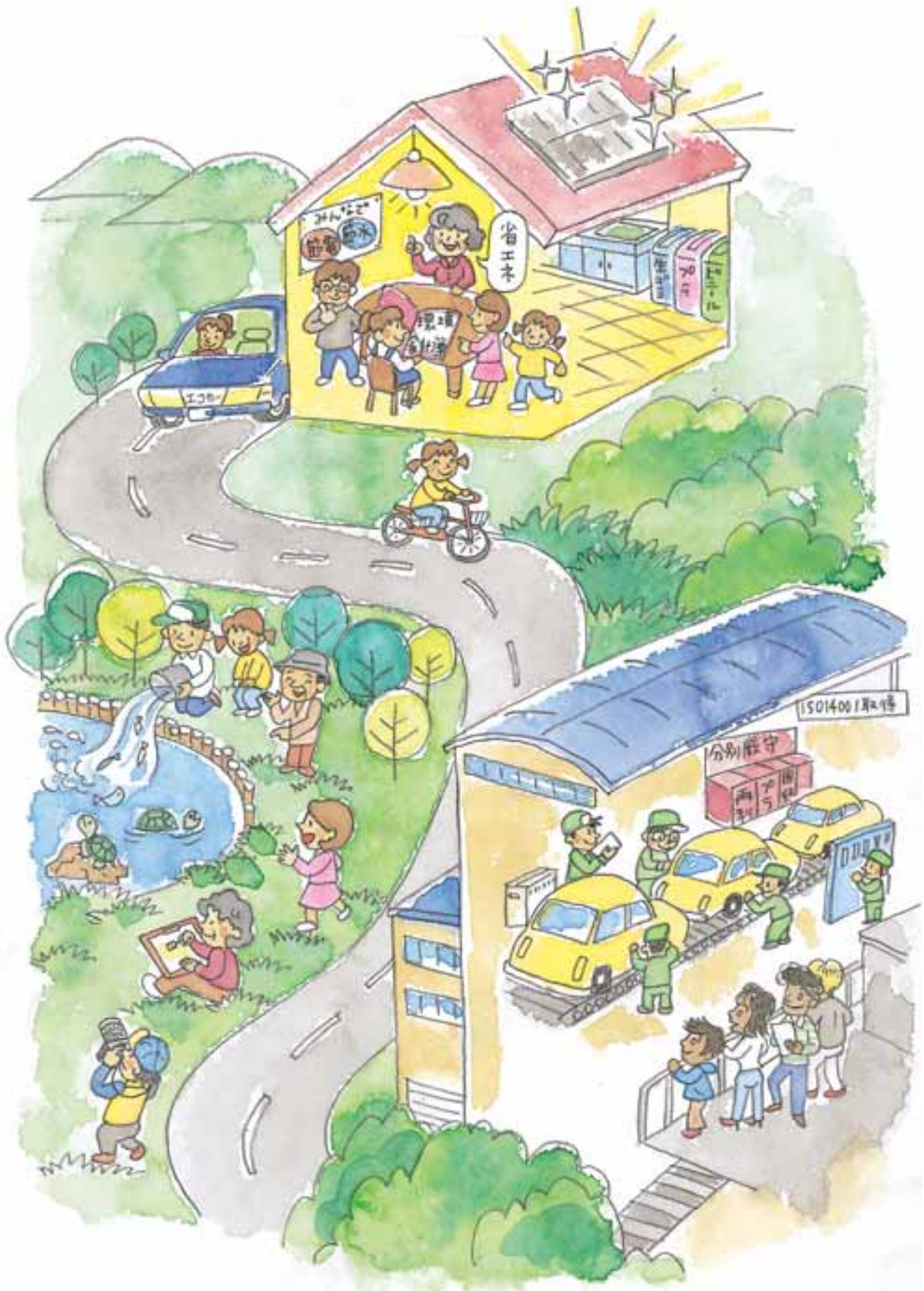
また、住民はもとより事業者も社会の一員として、人の生活と環境との関わりについて理解と関心を深め、生活様式や事業活動を見直すとともに、互いに協働・連携しながら、環境を守り育てる活動を自ら進んで行っています。

さらに、三重県に蓄積された環境保全技術や経験が、アジア地域をはじめとする開発途上国へ移転され、これらの国々における環境の改善に貢献しています。

この政策を展開する

### 施策の方向

- 1 環境と経済を同軸にとらえた環境経営の理念の普及を促進します。
- 2 環境への負荷が少ない安全・安心な社会づくりを進めるための住民、事業者、行政の協働・連携による環境保全活動を推進します。
- 3 三重県に蓄積された環境保全技術のアジア地域等への技術移転などとおした国際的な環境保全への協力と貢献を推進します。



第2章

県が展開する政策の方向



# Ⅳ-4 土地・水・エネルギー資源の効率的な利用の推進

この政策の

## 目的・方針

将来にわたり安心して暮らしを営むために、限りある資源である土地・水・エネルギーの効率的な利用を推進します。

この政策により

## めざす目標

県民の安全性の確保、自然との共生および美しさとゆとりといった観点から県土が利用され、また、安定的な供給体制を確立できるよう、水資源やエネルギーが有効に活用されており、これらの限りある資源が効率的に利用された社会づくりが進んでいます。

その社会のもとで、環境に配慮された土地利用がはかられ、県民は、水とエネルギーの安定的な供給を受け、快適な生活を営んでいます。



この政策を展開する

## 施策の方向

- 1 土地利用に関する諸施策の適切な執行、土地利用に関するわかりやすい情報の提供などによる土地の計画的な利用をはかります。
- 2 安全で安心な水を安定的に供給するための水資源確保対策、広域化対策、震災対策、危機管理対策などを推進します。
- 3 さまざまなエネルギーの適切な組み合わせにより、エネルギーの安定的な供給を確保するために、太陽光発電・風力発電などの新エネルギーの導入促進や水力発電の効率的な運営に努めます。



# V 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさ

## V-1 多様な交流と連携の促進

この政策の

### 目的・方針

地域の活力を高める“人びとの絆”を育むために、在住外国人との共生、国際交流・貢献、県境・圏域を越えた交流、科学技術の交流など、多様な交流と連携活動を促進します。

この政策により

### めざす目標

地域の国際化が進み、国際交流や協力・貢献をとおして、県民と在住外国人とが互いに尊重し合い、共生する社会づくりが進むとともに、行政の区域にとられない人びとの交流や地域の連携が活発に行われています。

その社会のもとで、県民は、国際社会の一員として、国際交流活動、国際協力・貢献活動を活発に展開しています。

また、県民は、県域を越えた交流・連携を通じて、有益なサービスを受け取るとともに積極的に地域づくりに取り組んでいます。

そして、公設試験研究機関と県内外の高等教育機関、研究機関、企業との間で、情報、人材、技術の交流が活発になり、さまざまな分野の研究が地域の活性化に生かされています。

この政策を展開する

### 施策の方向

- 1 異なる文化や習慣を理解・尊重し、共に地域づくりに取り組める在住外国人との共生社会の実現に向けた環境づくりを行います。
- 2 地域における国際交流・貢献活動を一層活発化させるための支援や活動しやすい社会環境づくりを行います。
- 3 広域的な政策課題の把握や広域連携事業を推進し、県境や圏域を越えた広域交流圏や交流ネットワークの形成を推進します。
- 4 科学技術を通じた県民・研究者などの交流や共同研究の充実など産学官連携を推進します。



# V-2 県民参画による地域づくりと 交流・連携を支える絆づくりの推進

この政策の

## 目的・方針

地域の活力を高める“人びとの絆”を育むために、県民参画による地域づくりを推進します。また、県民が、主体的に地域づくりに取り組むために必要となる各種情報を入手し、共有できる環境づくりを進めます。

この政策により

## めざす目標

県民にできることは県民が行い、次いで県民に最も身近な市町村が優先して行うという意識が浸透した社会づくりが進んでいます。

そういった社会づくりの進展の中で、地域のさまざまな課題に対応する市民活動やボランティア活動などが活発に行われるとともに、県民と行政の協働をはじめとした多様な協働の取組が積極的に展開され、県民と行政が共に役割を担いながら、よりよい地域づくりや住みよいまちづくりが進んでいます。

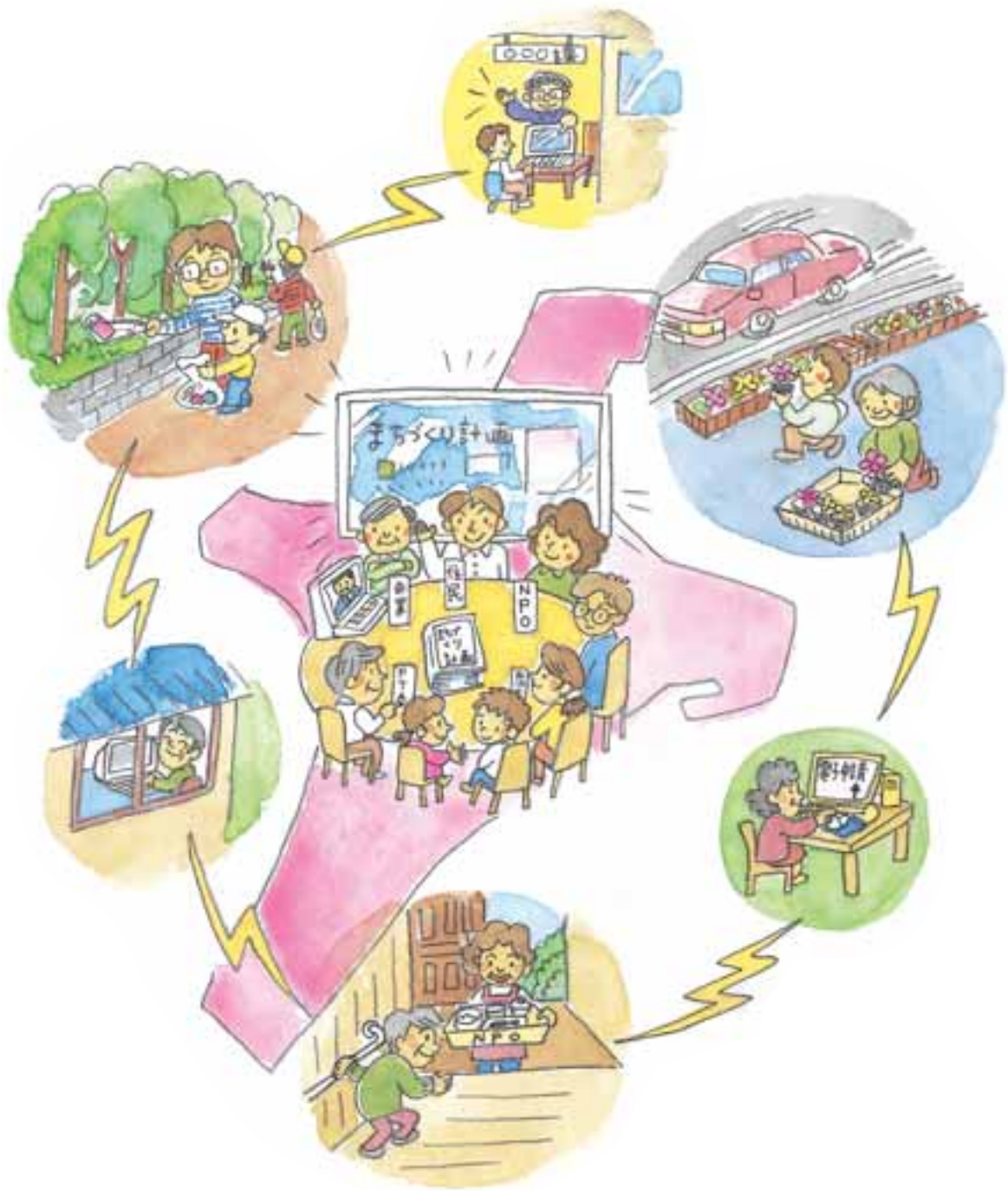
また、県民は、いつでも、どこでも、質が高く、豊かで魅力的な情報を簡単に入手でき、多様な地域づくり活動やまちづくり活動につながるさまざまな情報を共有し、地域の活力を高める絆を育んでいます。

この政策を展開する

## 施策の方向

- 1 多様な活動主体が協働で進める地域社会づくりを推進し、県民一人ひとりの社会活動への参画を活発にする支援を行います。
- 2 地域の多様な主体が、身近な地域課題について、自主的・主体的に協議し、協働して課題解決に取り組めるしくみづくりを促進します。
- 3 市町村が県民に身近な行政事務を可能な限り処理できる自立性の高い行政主体となるよう、規模や能力のさらなる充実強化を支援します。
- 4 住民の参画により、地域の個性が生きる魅力ある美しい生活空間を備えたいつまでも住みたいまち、住みたく、訪れたいまちづくりを推進します。





- 5 社会活動への参画につながる県情報の効果的な発信と情報提供を行い、県民が必要な情報の共有化をはかります。
- 6 県一市町村一地域一県民をつなぐ情報通信ネットワークを構築し、安全・快適に活用できる情報通信環境を整備します。
- 7 県民がIT（情報通信技術）の利便性を実感できるよう、その利活用を推進します。

# V-3 活力ある地域づくりの推進

この政策の

## 目的・方針

地域住民が、居住する地域への愛着・誇り・魅力を実感して暮らせるために、地域の資源を活用し、地域住民、NPO、企業などと協働して、個性的で魅力と活力のある地域づくりを推進します。

この政策により

## めざす目標

多様な自然環境や地域産業、伝統文化といった独自の地域資源を生かした取組が進められ、活力と魅力に満ちた地域となつていくとともに、そこに住む地域住民がいきいきと暮らせる地域づくりが進んでいます。

地域住民は、独自の文化、自然、産業といった資源を大切に、そうした地域資源を生かした取組を、ごく身近な小さな範囲から市町村を越えた広域な範囲にいたるまでのさまざまなエリアにおいて、主体的に、あるいは企業・行政などと協働して進めています。

この政策を展開する

## 施策の方向

- 1 地域の資源を活用し、地域の課題に対応した地域住民、NPO、企業、市町村などとの協働による広域的な地域づくり活動の実施や支援を進めるとともに、地域振興プロジェクト事業を着実に推進します。
- 2 農山漁村において、生活環境基盤や生産基盤の整備を推進し、快適性と生産性の向上をはかります。また、自然環境などの地域の資源を生かした他地域との交流の促進による地域の活性化をはかります。
- 3 流域を通じて育まれてきた地域の自然や歴史・文化といった豊かな資源を生かした各流域の自立的・独創的な活動を促進します。また、宮川での取組をはじめとして、各流域を通じた地域間の連携や地域の自立的な取組を促進します。
- 4 過疎地域<sup>注)14</sup>・離島地域<sup>注)15</sup>・半島地域<sup>注)16</sup>において、地元の産業や地域の文化・資源を生かした地域の活性化を推進します。また、熊野古道<sup>注)17</sup>の保全と活用を基軸として東紀州地域の活性化をはかります。

注)14～17の用語解説は72・73ページをご覧ください。



## V-4 快適なまちづくりの推進

この政策の

### 目的・方針

潤いと活力に満ちたまちづくりを進めるために、人びとが快適に暮らせる社会資本の整備やゆとりある住まいづくりを推進します。

この政策により

### めざす目標

誰もが快適で安心して暮らすことができるよう、災害に強く、快適性、利便性をもち、自然環境と調和した美しく魅力あるまちづくりが進められ、また、ゆとりと豊かさが実感できる住宅が安定的に供給されています。

こうしたまちづくり、住まいづくりが進む中で、県民一人ひとり、NPO、事業者、市町村など多様な主体が、住みたい、住みやすい、魅力あるまちづくりに連携・協働して取り組んでいます。

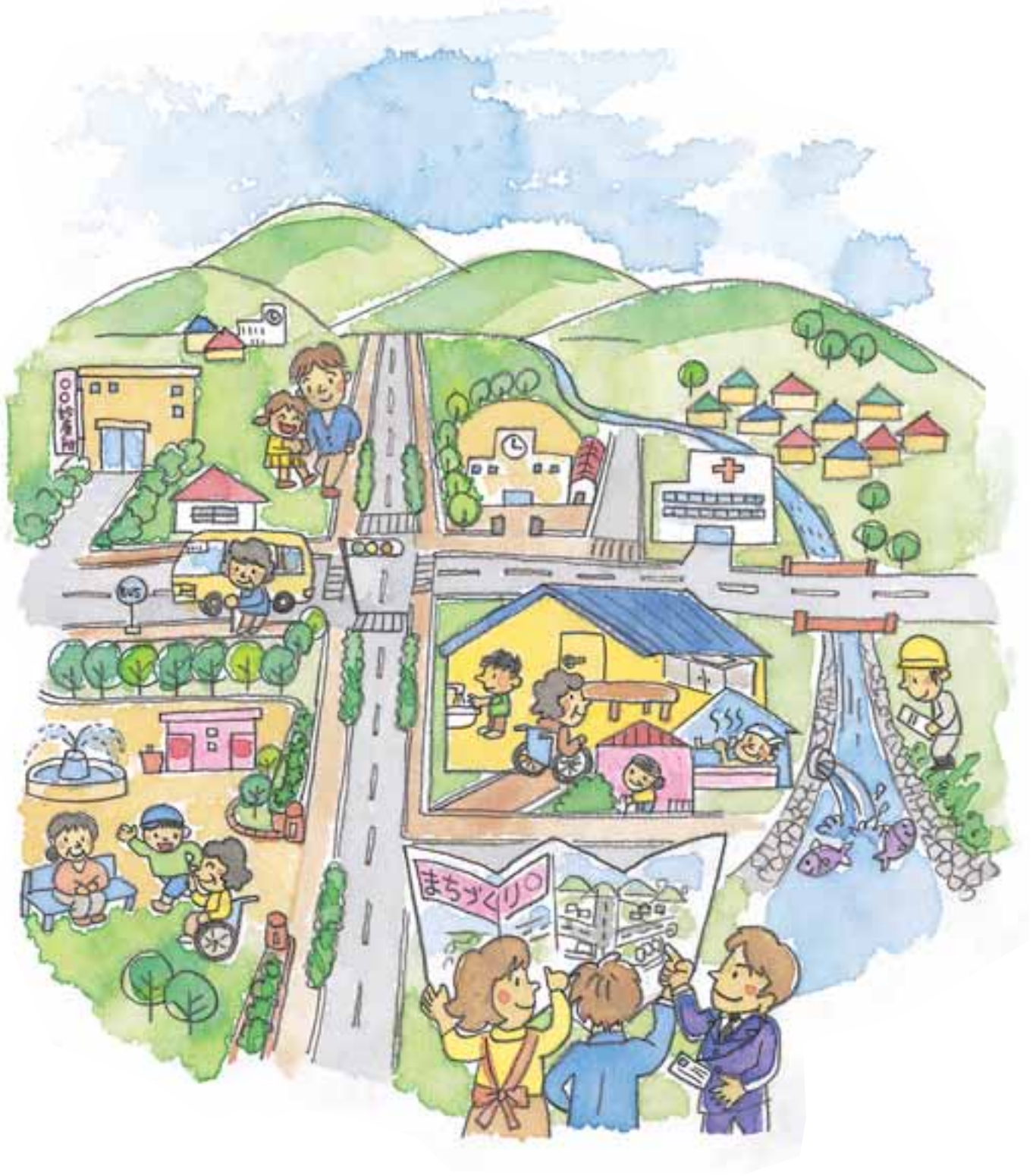


この政策を展開する

### 施策の方向

- 1 安全・快適で利便性の高い都市環境を創造するための下水道、都市公園、街路、土地区画整理などの都市基盤の整備を進めます。
- 2 ユニバーサルデザイン<sup>注)18</sup>のまちづくりを推進します。
- 3 耐震化・バリアフリー<sup>注)19</sup>など安全・安心な住まいの確保や多様な住宅が安定的に供給される住まいづくりを促進します。

注)18・19の用語解説は73ページをご覧ください。



第2章

県が展開する政策の方向



# V-5 交流・連携を広げ社会を支える基盤の整備

この政策の

## 目的・方針

人びとが、多様な交流・連携活動をとおして活力ある地域を創造するために、道路・港湾・公共交通などの交通ネットワークの整備を進めます。

この政策により

## めざす目標

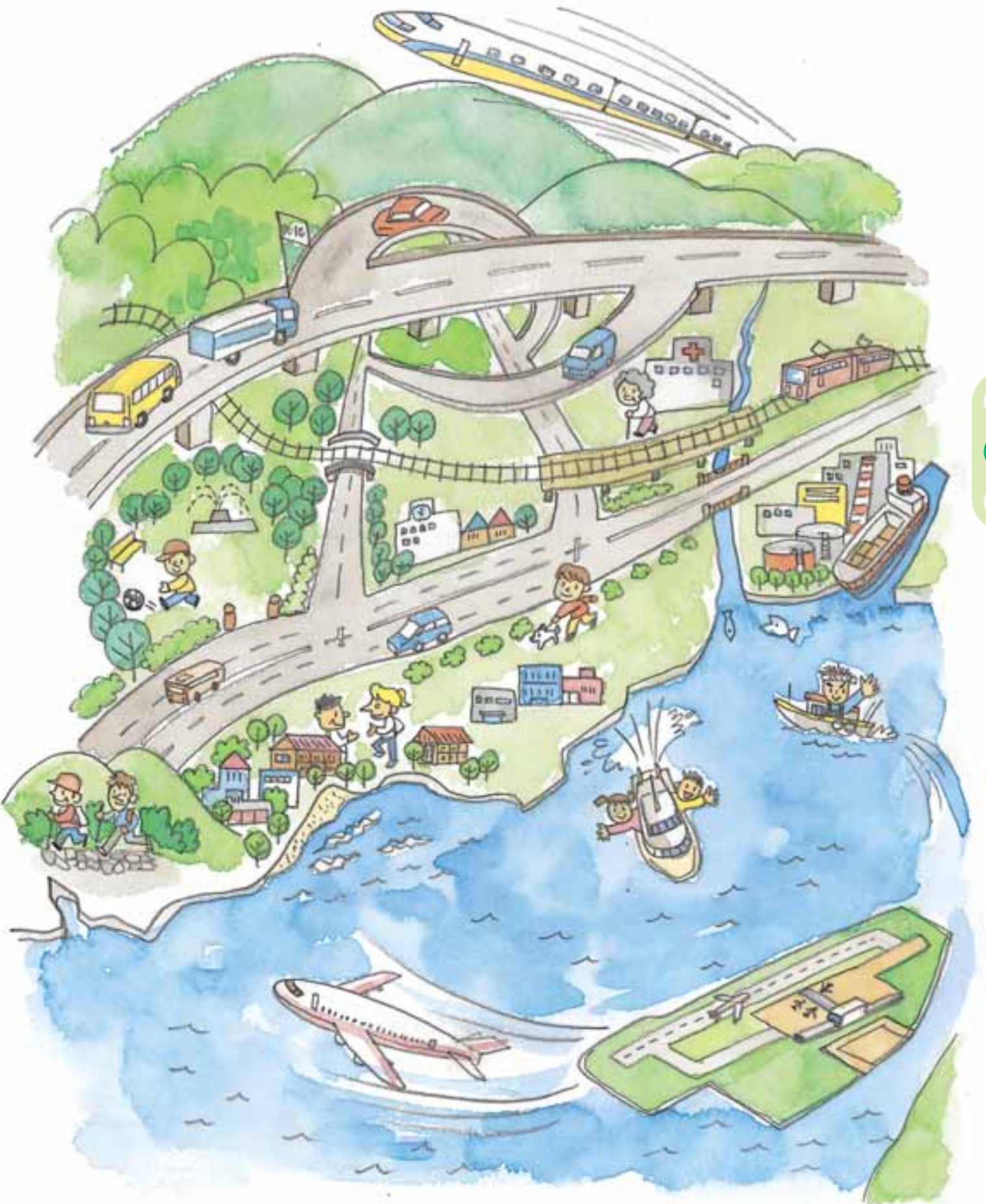
道路や港湾といった社会基盤の整備が進み、鉄道、バスなどの公共交通機関による地域間移動の利便性の向上や交通渋滞の緩和、環境負荷が軽減されています。これにより、国内外および地域間の交流が活発化し、連携が強化されるとともに、活力ある地域社会づくり、住民が快適かつ安全で安心して暮らせる地域づくりなどが進んでいます。

また、県民は、公共事業に対する信頼性を向上させ、市町村などとの連携のもとで社会基盤整備が進み、人やものの交流が活発になっています。

この政策を展開する

## 施策の方向

- 1 多様な地域の交流・連携を広げるため、第二名神高速道路や近畿自動車道紀勢線などの高速道路や中部国際空港への交通アクセス、新幹線など高速交通網の整備を促進します。
- 2 利便性の高い道路網の重点的・効率的な整備や安全で快適な移動を支援するシステムなどの整備を促進します。
- 3 鉄道の利便性向上やバス路線の確保などの公共交通機関の利用促進を通じた、環境にやさしく誰もが利用できる身近な移動手段としての地域交通の確保をはかります。
- 4 地域の特性を生かした港湾施設の整備や物流機能などの強化をはかります。
- 5 客観性・公正性・透明性を備えた公共事業を推進し、社会基盤の整備を進めます。



- 注) 1 自律的な産業集積：米国のシリコンバレーのように、一定の産業集積が進むとそれが自律的に運動をはじめ、集積自体がさらなる集積を呼び込むなどさまざまな好循環を引き起こす成長過程に入った状態の産業集積という意味で使っています。
- 注) 2 感染症：ウィルス、細菌、原虫などの病原体（感染や感染症を引き起こす能力をもつ微生物）が体内に侵入し発症した病気全般のこと。
- 注) 3 健康寿命：痴呆または寝たきりにならない状態で生活できる期間のこと。
- 注) 4 地域福祉：地域社会で地域住民のもつ問題を解決することや、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践のこと。
- 注) 5 難病：原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれが少なくない疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病。
- 注) 6 資源循環型社会：資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの利用の面でより一層の効率化をはかり、再生可能な資源の利用の推進、廃棄物等の発生抑制や資源の循環的な利用および適正処理をはかるなど、物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできるだけ少なくし、循環を基調とする社会経済システムが実現した社会のこと。
- 注) 7 地球温暖化：大気中に含まれる微量の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロンなど）の濃度が高くなることにより、気温が上昇する現象のこと。
- 注) 8 閉鎖性水域：湖沼や内海、内湾のように、外部と水の交換が行われにくい水域のことを言います。汚濁物質が蓄積しやすいため、水質の保全、改善が難しく、富栄養化して赤潮や異臭などが発生しやすいのが特徴です。
- 注) 9 富栄養化：窒素またはりんを含む物質が閉鎖性水域に流入し、当該水域において藻類その他の水生植物が増殖繁茂することに伴ってその水質が悪化する現象を言います。
- 注) 10 水源かん養機能：樹木および地表植生などにより、降雨や融雪水の地下への浸透が助長され、溜まった水が徐々に流出される森林の機能のこと。
- 注) 11 森林、農地、海洋のもつ多様な公益的機能：森林、農地、海洋は、木材、農産物、水産物などの供給という経済的な側面ばかりでなく、他にも非常に重要な役割を担っています。例えば、水源かん養、土砂流出防止、洪水防止、大気浄化、水質浄化、酸素供給、炭酸ガスの吸収、保健休養など、私たちは森林、農地、海洋から数多くの恩恵を受けています。そうした働きを森林、農地、海洋のもつ公益的機能と言います。
- 注) 12 里地里山：居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取、農業などさまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持・形成されてきた地域のことを言います。樹林地、農地、湿地などで構成されており、多様な動植物の生息・生育場所になっています。
- 注) 13 環境林：森林ゾーニング（森林のもつ多様な機能が効果的に発揮できるような森林管理を行うため、重視する機能や利用の実態などにより森林を区分すること）により区分された、木材生産機能よりも公益的機能を重視する森林。
- 注) 14 過疎地域：人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能や生活環境の整備などが他の地域に比較して低位な地域。
- 注) 15 離島地域：「離島振興法」により、離島振興対策実施地域として指定されている地域。

## 第2章

県が展開する政策の方向



注)16 半島地域：産業基盤および生活環境などの整備について、他の地域に比較して低位にある地域で、「半島振興法」により、半島振興対策実施地域に指定されている地域。

注)17 熊野古道：熊野三山（熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社）に参るための道。いくつかのルートがありましたが、現在の三重県を通るのが、伊勢からのルートである「伊勢路」です。

注)18 ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるように建物や製品などをデザインすること。

注)19 バリアフリー：意識や習慣による差別、物理的な障害、必要以上の規制など、人と人を隔てたり、人の自由な行動を妨げたりする障壁を取り除くこと。



# 第3章

## 個別計画の推進

個別計画は、現代の社会情勢の変化に柔軟に対応するとともに、行政活動の複雑さや多様性を考慮し、総合計画における政策・事業体系を補完するものとして、特定の政策課題に対応するものです。

個別計画には、計画の実効性を高めるために、県政の特定分野の課題に特化した計画もあれば、総合行政の視点から部局横断的に取り組む計画もあります。

いずれの場合も、行政サービスの受け手に立って、県政をより総合的、効果的に推進するため、総合計画と整合させつつそれぞれの計画を推進していきます。

なお、次の計画等は、条例に基づき議決を必要とする計画です。

計 画 名	計 画 期 間	計 画 内 容	数 値 目 標 有 無
三重県 新エネルギー ビジョン	2000 ～ 2010 年度	地球温暖化対策や地域におけるエネルギー供給の安定確保などをめざし、2010年度（平成22年度）における従来型一次エネルギーの削減量（原油換算）22万 <sup>キロリットル</sup> を目標とした新エネルギー導入の基本的な方向を定めています。	有
三重県 科学技術振興 ビジョン	1999 ～ 2010 年度	「知の集積と科学技術を育む風土の形成」を基本目標に、研究・技術開発による地域づくり、科学技術のネットワークづくり、科学技術基盤づくりおよび科学技術の担い手づくりの各施策について、取り組む事項を明らかにしています。	無
三重県 青少年健全育成 ビジョン	1999 ～ 2010 年度	青少年の問題行動に関する現状認識と取組に向けての視点を明らかにし、三重県の青少年健全育成のあるべき姿を実現するため、必要な施策の方向を定めています。	無
三重県 教育振興 ビジョン	1999 ～ 2010 年度	今後の三重県の教育を推進するための指針として、2010年度（平成22年度）までに取り組む事項を明らかにしています。	有
三重県 環境基本計画	1997 ～ 2010 年度	「三重県環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したもので、2010年度（平成22年度）における環境の保全に関する目標と、それを達成するための施策などを定めています。現在、見直し作業中です。	有
三重県 人権基本 施策方針	2000 ～ 2010 年度	差別のない、人権が尊重される社会の実現をめざし、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権施策の総合的な推進をはかるための方針を定めています。	無

計 画 名	計 画 期 間	計 画 内 容	数 値 目 標 有 無
三重県 バリアフリーの まちづくり 推進計画	2000 ～ 2010 年度	すべての県民がバリアフリーのまちづくりに理解を深め、積極的に参画するような意識の高揚をはかることおよびすべての県民が自由に移動し、安全かつ快適に暮らすことができる施設などの整備を推進するための事項を明らかにしています。	有
三重県 男女共同参画 基本計画	2002 ～ 2010 年度	男女共同参画社会の実現をめざして、県が住民、事業者および市町村と協働して、総合的、計画的に施策を推進していくための方向などを定めています。	無
三重県 健康づくり 総合計画 (ヘルシーピープルみえ・21)	2001 ～ 2010 年度	すべての県民が健康で活力ある社会の実現をめざして、県、県民、事業者および市町村が協働して、総合的かつ計画的に健康づくりを推進するための基本的な方針を定めています。	有







# 参考資料

- 1 最近の時代環境の変化
- 2 三重県の特徴と優位性
- 3 県民の皆さんからの意見反映

## 1 最近の時代環境の変化

### ■21世紀の舞台

私たちは今、20世紀という大きな節目を越え、21世紀初頭の激動の時代を生きています。20世紀末には、グローバル化<sup>注1</sup>や情報化の進展、地球環境問題の深刻化など大きな時代の変化がありました。

このような大きな転換期という時代認識のもと、県では、1997年（平成9年）に変革と創造を掲げた「三重のくにづくり宣言」を策定しました。それから数年が経過しましたが、時代環境の変化は、さらに加速しつつあります。

以下では、私たちをとりまく、さまざまな変化の中でも、特に「三重のくにづくり宣言」策定時から、変化が加速している事象に注目して整理します。

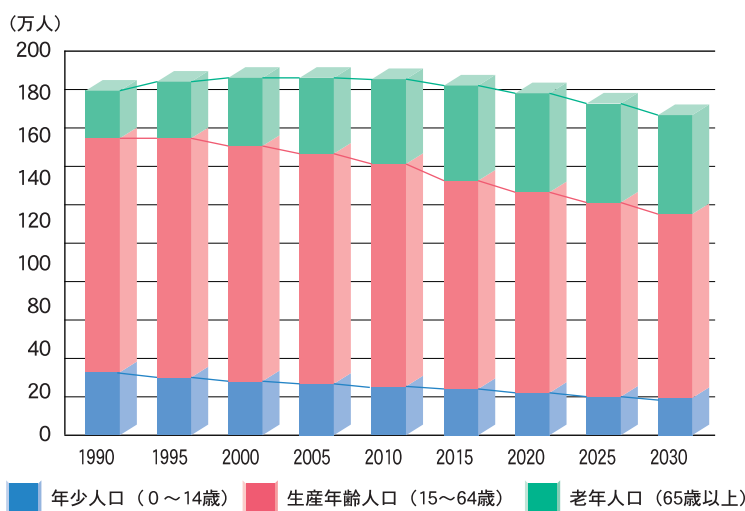
### ■人口減少社会における新しい「豊かさ」

三重県の人口は2005年（平成17年）頃をピークに減少し始めると予測されています<sup>注2</sup>。また、少子高齢化の進展も、以前の予想より加速しています。人口構成が変わることによって、拡大を前提に設計された、これまでの社会の諸制度も見直していく必要があります。社会資本整備や都市と地方のあり方、雇用や保険・年金の制度、教育システムなどについては、特に重要な課題となっています。

安定・成熟の時代にあっては、「どのようにして拡大するか」よりも「どのようにして分配するか」が重要になり、人びとも単なる「物の豊かさ」より、ゆとりや生き甲斐といった「心の豊かさ」や生活の質をますます求めるようになっていきます。

さらに、近年、県内においても地域づくりや教育、環境分野を中心として、ボランティア活動やNPO活動などが盛んになっており、地域や社会、また世界に貢献することの重要性が広く認められるなど、人びとの価値観も変わりつつあります。

三重県の将来人口の見通し



資料：国立社会保障・人口問題研究所

## ■ 地方分権の本格化

明治以降100年以上も続いた発展・拡大指向の価値観は変わりつつあります。それに伴い、国や地方の行政システムのあり方にも変化が求められています。中央集権的な社会のシステムは効率的でしたが、反面、効率性を優先するばかりに、地域づくりが画一的に行われ、地方の個性が失われてきました。

しかし、これからの成熟した社会においては、地域の個性や資源を生かしながら、地域のことは地域が自ら考え、自ら責任を取っていく時代に入っていかなければなりません。また、全国一律のナショナルミニマムを達成するというこれまでの考え方から、地方にとって望ましい最適な行政サービスの水準（ローカル・オプティマム）をめざすという考え方に変わっていくべきです。

制度面においても、近年、地方分権の動きが本格化しています。2000年（平成12年）に施行された地方分権推進一括法によって、国と地方は、対等・協力の関係に変わりました。また、今後予定されている市町村合併によって、市町村と県の役割が大きく変わっていくものと思われます。

さらには、北東北3県（青森・秋田・岩手）が県合併も視野に入れた広域連携を強化するなどの動きもあるように、今後は、都道府県のあり方も問われてくるものと思われます。

## ■ 産業構造の変化

県内の産業構造も変わってきています。製造業では、自動車産業に加え、液晶関連産業をはじめとする次世代の産業も伸びてきています。また、サービス産業も伸びてきています。

経済の分野では、グローバル化の進展や、中国をはじめとするアジア経済の台頭などによって、大競争の時代が起っています。世界的な地域間競争の時代にあっては、産業政策も地方独自で考える時が到来していると言えます。

さらに、今後は、地域に根ざした生活関連産業や、IT技術の進歩を背景にした知識・情報産業も盛んになっていくものと思われます。



三重県を支える力強い産業

注)1 グローバル化：人・資金・資源・技術などが国境を越えて移動し、市場経済が世界的規模で拡大すること。

注)2 国立社会保障・人口問題研究所の予測

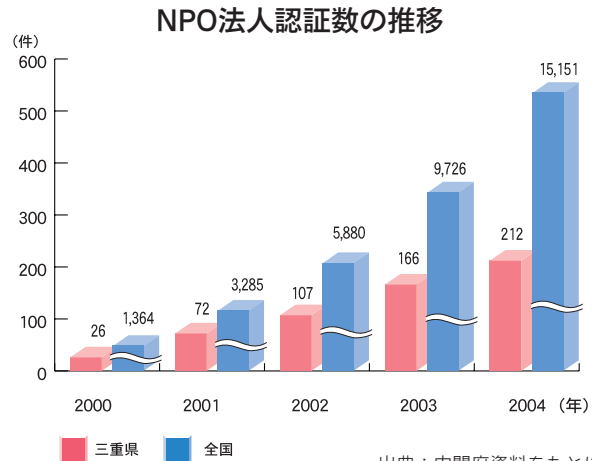


## 2 三重県の特徴と優位性

以下では、三重県の特徴や優位性などを再確認していきます。県政を推進していくにあたっては、次のような特徴や優位性などを考慮したうえで、政策を展開していくことが求められます。

### ■市民活動が盛んな成熟した社会 “みえけん”

三重県は、NPO法人やボランティア活動などが増加してきており、全国的にみても市民活動の盛んな地域になってきています。これからの新しい時代の「公」のあり方を考えたとき、三重県の優位性のひとつであると言えます。



### ■自然・文化・歴史などの地域資源が豊かな “みえけん”

三重県は、豊かな自然や風土、さらにはそれらに培われた歴史や文化を蓄積し、松尾芭蕉<sup>注3</sup>や本居宣長<sup>注4</sup>などの偉大な先人を多く輩出してきた地域です。「心の豊かさ」が求められる時代を迎えた今、こうした豊かな自然や文化は、大いなる財産であると言えます。

#### 三重県の偉大な先人



松尾芭蕉  
(芭蕉翁記念館蔵)



本居宣長  
(本居宣長記念館蔵)



## ■ 温厚で感性豊かな県民性の“みえけん”

三重県は、名古屋、大阪といった大都市の中間に位置し、文化・もの・情報などの交流における東西の結節点としての役割を果たしてきました。このような歴史的経緯や穏やかな気候などを背景として、温厚で感性豊かな県民性が育まれてきました。



東海道五十三次 関本陣〔歌川広重〕  
(かめやま美術館蔵)

## ■ 分散型の県土構造をもち、個性的で魅力的な都市や地域を擁する“みえけん”

三重県は、南北に細長い県土です。街道沿いに宿場町、門前町、城下町、港町などとして発展してきた歴史的な経緯から、各都市が分散して成立してきました。現在においても三重県は各都市が、商業都市、工業都市、観光都市などの特色をもって、それぞれに役割分担する分散型の県土構造になっています。



おかげ参り〔歌川広重〕  
(かめやま美術館蔵)

注)3 松尾芭蕉：江戸前期の俳人。伊賀に生まれ、俳諧に志しました。俳諧に高い文芸性を賦与し、蕉風を創始。その間各地を旅して多くの名句と紀行文を残しました。主な紀行・日記に「奥の細道」、「嵯峨日記」などがあります。

注)4 本居宣長：江戸中期の国学者。国学四大人の一人。伊勢松坂（現在の松阪市）に生まれました。賀茂真淵に入門して古道研究を志し、三十余年を費やして大著「古事記伝」を完成しました。



## ■力強い産業をもつ “みえけん”

三重県は、全国の中でも特に製造業が盛んで、世界的な企業や、日本をリードする力強い企業が多く立地していることが特徴です。このものづくり産業が県内経済を牽引するとともに、雇用を創出しています。

さらに、農林水産業においても、松阪牛や真珠、伊勢えびといった全国的に知名度の高い品目が多くあることも三重県の特徴です。

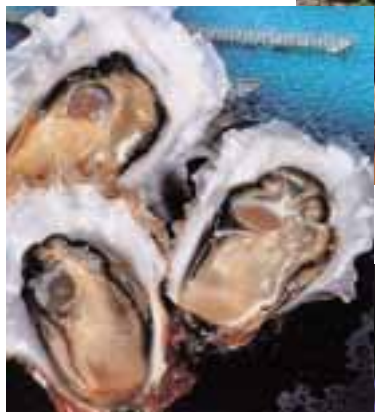


四日市港

▼あわび



▼的矢かき



▼伊勢えび



▲真珠

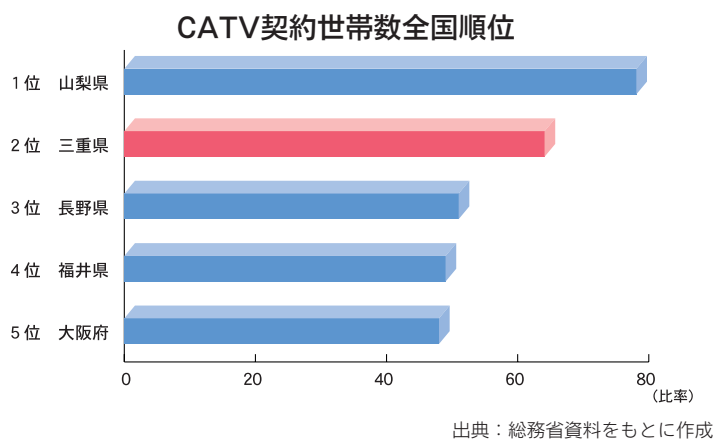


◀松阪牛

全国的に知名度の高い農林水産物

## ■交流・連携への可能性をひらく“みえけん”

近年、三重県ではCATV<sup>注)5</sup>をはじめとする情報通信の基盤整備が進みました。全国でもトップクラスの情報通信の基盤によって、さまざまな情報サービスの提供が可能になりました。これは、交流・連携を進めていくうえで、三重県の大きな可能性となりうるものです。



注)5 CATV：ケーブル・テレビジョンの略称。

## 3 県民の皆さんからの意見反映

### 1 県政懇談会の開催

年 月	内 容
2003年（平成15年）7月 ～2004年（平成16年）1月	・「県民しあわせプラン」の策定検討に際して、知事が、直接、県民の皆さんや学識経験者などの方々とは自由な意見交換を行う場として、県政懇談会を開催しました。 (全6回開催)

### 2 「知事と語ろう本音でトーク」の開催

年 月	内 容
2003年（平成15年）7月 ～9月	・知事と県民の皆さんの自由な意見交換会を県内10か所で開催しました。 参加者：延べ 1,032人

### 3 県民一万人アンケートの実施

年 月	内 容
2003年（平成15年）6月	・県内に住む20歳以上の男女から無作為に10,000人を抽出し、郵送によるアンケートを実施し、県政の優先課題などについて調査しました。 有効回収数 4,121人（41.2%）

### 4 はがき、FAX、インターネットなどでの意見募集

年 月	内 容
2003年（平成15年）7月 ～2004年（平成16年）2月	・「県民しあわせプラン」の策定過程において、多くのご意見（パブリックコメント）をいただきました。 はがき、FAX 129件 電子メール 242件

### 5 市町村関係者からの意見の反映

年 月	内 容
2003年（平成15年）5月 ～2004年（平成16年）2月	・知事と市町村長の意見交換会「膝づめミーティング」を県内6か所で開催しました。 ・「県民しあわせプラン」の策定過程において市町村職員の皆さんからご意見をいただきました。 105件



三重県総合計画

## 「県民しあわせプラン」

2004年（平成16年）4月

三 重 県

〒514-8570 津市広明町13番地  
TEL 059-224-2062（総合企画局政策推進室）  
FAX 059-224-2075  
Email [seisaku@pref.mie.jp](mailto:seisaku@pref.mie.jp)  
URL <http://www.pref.mie.jp/shiawase/hp/>

